

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2020年12月11日



MHAMスリーウェイオーブン

追加型投信／国内／資産複合

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
追加型	国内	資産複合	資産複合(株式、債券、短期金融資産、 その他資産(投資信託証券(株式)))／ 資産配分変更型	年2回	日本	ファミリー ファンド

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「MHAMスリーウェイオーブン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2020年12月10日に関東財務局長に提出しており、2020年12月11日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれてありますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2020年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16兆6,154億円
(2020年9月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式、債券および短期金融資産に分散投資し、資産の組入比率の変更を原則としてタクティカル・アセット・アロケーション・モデルの指示により機動的に行い、信託財産の安定的な成長を目指します。

ファンドの特色

1

わが国の3資産(株式・債券・短期金融資産)に分散投資します。

- 3資産の組入比率を機動的に変更し、様々な景気・金利局面において適切な資産配分を目指します。
※株式や債券などの異なる資産では、一般的にその値動きも異なります。当ファンドは、様々な景気・金利局面において異なる値動きをする資産を組み合わせ、組入比率を機動的に変更することで、安定的な収益の確保を目指します。
- 株式の組入れは、信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- ※株価指数先物取引を含む株式の実質組入比率は最大で信託財産の純資産総額の30%とし、株式のリスクを限定したうえで、安定的な運用成果を目指します。
- ※株式運用部分は東証株価指数(TOPIX)^{*}を上回る投資成果を目標とする運用を行います。ただし、株式への投資はMHAM TOPIXマザーファンドを通じて行う場合があり、その際には東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目標とします。
※MHAM TOPIXマザーファンドは、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指します。
※東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

- 債券運用部分は債券市場全体の動きに沿った投資成果を目指します。

2

「TAA^{*}モデル」の指示により、資産配分を行います。

- 原則として投資情報の数理的分析等に基づくアセットマネジメントOne独自の投資モデル(TAAモデル)の指示により、機動的な組入比率の変更を行います。
※TAA(タクティカル・アセット・アロケーション)とは、「戦術的資産配分」の意味で、株式や債券等の資産間における相対的な価値を判断し、割安と判断される資産への投資比率を上げ、割高と判断される資産への投資比率を下げる運用手法をいいます。
- 有価証券の組入比率を変動させる場合、有価証券先物取引等も利用します。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

～景気指標および市場データ等のファクターを取り入れたTAAモデルを活用します～

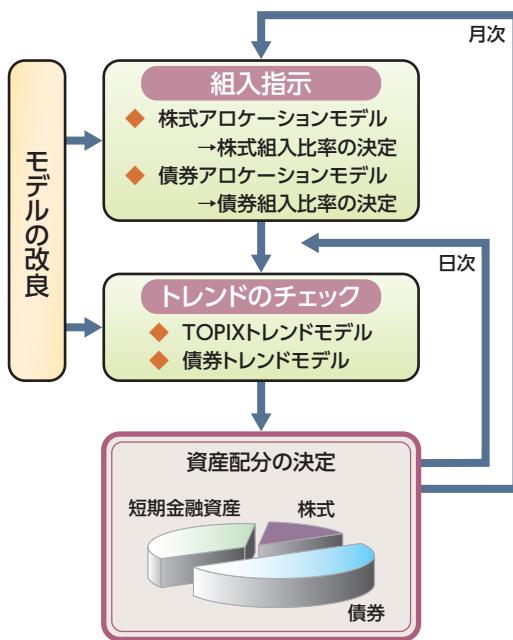
●機動的なアロケーション変更

株式・債券の組入比率を月次で決定する2つのモデルに加え、さらに2種類のトレンドモデルを用いて日次で資産配分(アロケーション)の見直しを行うことで、より機動的な資産配分の変更を目指します。

●モデルの改良

アセットマネジメントOneでは、実際の運用を通じてモデルの機能を常にチェックし、経済構造・市場構造の変化等に対応すべく、適宜修正・改良を行っています。

● TAAモデルの構成 ●



◆株式アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、株式の投資妙味を判断し、月次で株式の組入比率を決定します。

◆債券アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、債券の投資妙味を判断し、月次で債券の組入比率を決定します。

◆TOPIXトレンドモデル

主に市場データを基に株式市場の方向性とその強さ(トレンド)を統計的手法により分析し、日次で株式組入比率の調整を決定するモデルです。

◆債券トレンドモデル

主に市場データを基に債券市場の方向性とその強さ(トレンド)を統計的手法により分析し、日次で債券組入比率の調整を決定するモデルです。

※モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

株式	株式(新株引受権証券等を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

■ 分配方針

毎決算時(原則として毎年3月10日および9月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、配当等収益のほかに売買益等も含め、その中から運用実績に応じて分配を行います。

※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

*将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。
- 当ファンドの株式運用部分として、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れる場合があります。そのため、同マザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

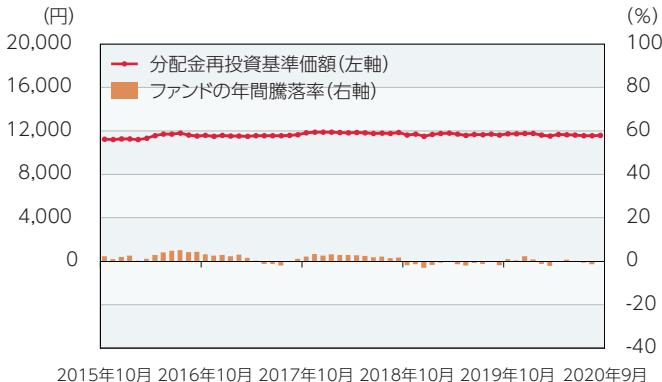
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



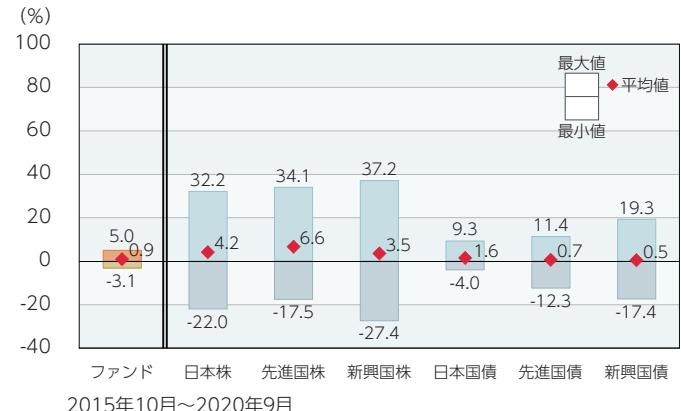
投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(9,967円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指標

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したもので、同指標は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2020年9月30日

基準価額・純資産の推移 《2010年9月30日～2020年9月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:1993年11月26日)

分配の推移(税引前)

2018年 9月	0円
2019年 3月	0円
2019年 9月	0円
2020年 3月	0円
2020年 9月	20円
設定来累計	1,980円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	60.16
内 日本	60.16
親投資信託受益証券	21.91
内 日本	21.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	17.93
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	0.62
債券先物取引(買建)	9.64

MHAM TOPIXマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.42
内 日本	97.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.58
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.52

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	15.10
2	情報・通信業	9.85
3	化学	7.11
4	輸送用機器	6.86
5	医薬品	6.34

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	MHAM TOPIXマザーファンド	親投資信託受益証券	—	—	21.91
2	342回 利付国庫債券(10年)	国債証券	0.1	2026/3/20	7.70
3	134回 利付国庫債券(5年)	国債証券	0.1	2022/12/20	5.10
4	137回 利付国庫債券(5年)	国債証券	0.1	2023/9/20	3.83
5	329回 利付国庫債券(10年)	国債証券	0.8	2023/6/20	3.64
6	170回 利付国庫債券(20年)	国債証券	0.3	2039/9/20	3.37
7	71回 利付国庫債券(20年)	国債証券	2.2	2024/6/20	2.76
8	409回 利付国庫債券(2年)	国債証券	0.1	2022/2/1	2.54
9	141回 利付国庫債券(20年)	国債証券	1.7	2032/12/20	2.26
10	100回 利付国庫債券(20年)	国債証券	2.2	2028/3/20	2.08

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	3.30
2	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	2.16
3	ソニー	株式	電気機器	2.15
4	キーエンス	株式	電気機器	1.89
5	任天堂	株式	その他製品	1.57
6	武田薬品工業	株式	医薬品	1.33
7	リクルートホールディングス	株式	サービス業	1.22
8	日本電信電話	株式	情報・通信業	1.21
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1.20
10	第一三共	株式	医薬品	1.18

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

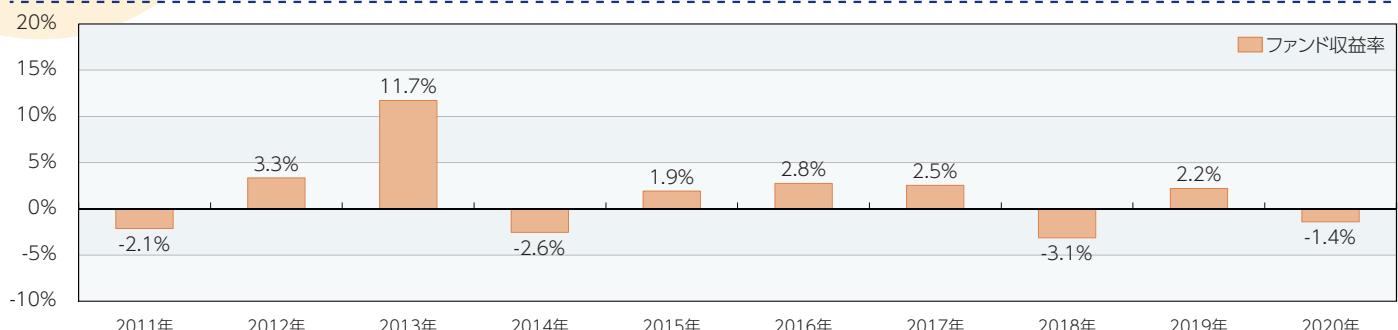
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2020年9月30日

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2020年12月11日から2021年6月10日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求等に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(1993年11月26日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 <ul style="list-style-type: none">・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。・やむを得ない事情が発生したとき。・信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなるとき。
決算日	毎年3月および9月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額(購入申込口数に購入価額を乗じた額)に、 1.1%(税抜1.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.935%(税抜0.85%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.40%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.35%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2020年12月11日



MHAMスリーウェイオープン

追加型投信／国内／資産複合

■この目論見書により行う「MHAMスリーウェイオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2020年12月10日に関東財務局長に提出しており、2020年12月11日にその効力が生じております。

■「MHAMスリーウェイオープン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 菅野 晓
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	39
第3【ファンドの経理状況】	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	108
第三部【委託会社等の情報】	110
第1【委託会社等の概況】	110
約款	139

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAMスリーウェイオーブン(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

① 通常のお申込みのお取扱い

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.1%（税抜1.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

無手数料とします。

③ 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

- ④ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ⑤ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。
- ② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2020年12月11日から2021年6月10日まで

※ 申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式・公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指として運用を行います。

<ファンドの特色>

I. わが国の3資産（株式・債券・短期金融資産）に分散投資します。

II. 「TAA^{*}モデル」の指示により、資産配分を行います。

* TAA（タクティカル・アセット・アロケーション）とは、「戦術的資産配分」の意味で、株式や債券等の資産間における相対的な価値を判断し、割安と判断される資産への投資比率を上げ、割高と判断される資産への投資比率を下げる運用手法をいいます（以下同じ。）。

- ② 2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型	内 外	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式			
一般	年1回		
大型株	年2回	グローバル	
中小型株	年4回	日本	
債券	年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド
一般	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ
公債	日々	エマージング	
社債			
その他債券			
クレジット属性 ()			
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合			
(株式、債券、短期金融資産、その他資産(投資信託証券(株式)))			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

資産複合 (株式、債券、短期金融 資産、その他資産(投 資信託証券(株 式)))	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ※ 当ファンドでの株式への投資は、マザーファンド受益証券(投資信託証券)を通じて行うことがあります。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

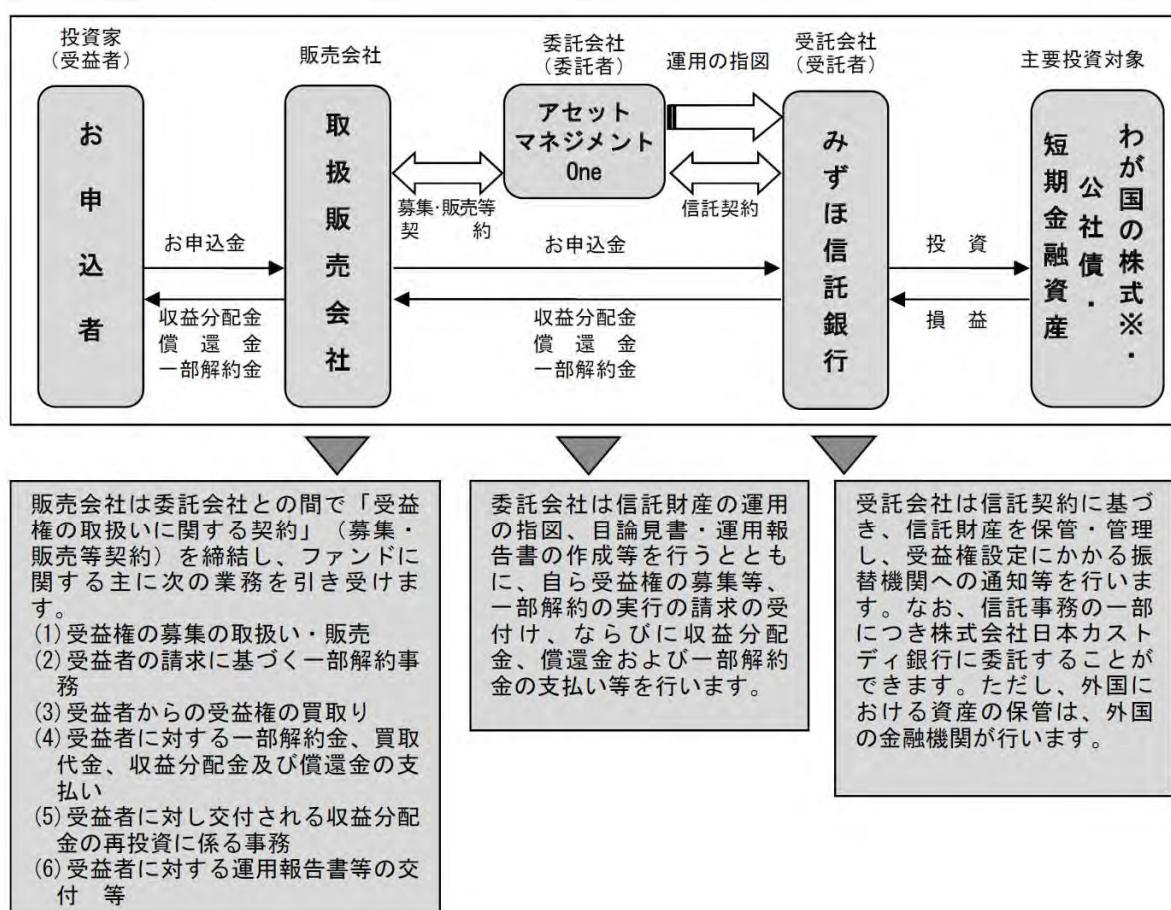
(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

1993年11月26日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
1998年11月30日	当ファンドの信託期間を無期限に変更
	当ファンドの決算を年1回（9月10日）から年2回（3月10日および9月10日）に変更
	当ファンドの投資対象に「富士TOPIXオープンマザーファンド」を追加
1998年12月1日	1口当たり元本額を1万円から1円に変更するための受益権分割を実施
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	当ファンドの名称を「富士スリーウェイオープン」から「MHAMスリーウェイオープン」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



* 主要投資対象の内、わが国の株式には、MHAM TOPIXマザーファンドを通じて投資を行う場合があります。

② 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年9月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D IAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年9月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、わが国の株式、債券および短期金融資産の組入比率の変更を、原則としてTAAモデル（タクティカル・アセット・アロケーション・モデル）の指示により機動的に行い、信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式、公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。なお、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れることもあります。

◆ 株式への投資は、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券への投資を通じて行う場合があります。MHAM TOPIXマザーファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指します。

※ 東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。
TOPIXは、機関投資家をはじめ、国内株式運用の実績を測る尺度として広く利用されています。

※ 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンダの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

2. 投資態度

a. 景気指標、市場内部指標、価値指標等のファクターを取り入れたTAAモデルを活用することにより株式・債券・短期金融資産の割高・割安を的確に把握することを目指し、適切なアセット・アロケーション^{*}を行うことで安定した収益を追求します。

※ アロケーションとは、株式や債券等の各資産間の配分をいいます。

◆ 分散投資の効果

株式や債券などの異なる資産では、一般的にその値動きも異なります。当ファンダは、様々な景気・金利局面において異なる値動きをする資産を組み合わせ、組入比率を機動的に変更することで、安定的な収益の確保を目指します。

b. 株式組入比率の上限を30%とし、株式運用部分はTOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果を目標とする運用を行います。

ただし、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れる場合は、TOPIX（東証株価指数）に連動する投資成果を目標とします。

◆ 株価指数先物取引を含む株式の実質組入比率は最大で信託財産の純資産総額の30%とし、株式のリスクを限定したうえで、安定的な運用成果を目指します。

c. 債券運用部分は債券市中平均利回りにスライドした（債券市場全体の動きに沿った）投資成果を目指します。

d. TAAモデルの指示により、有価証券の組入比率を変動させる場合、有価証券先物取引等も利用します。

※ 有価証券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑤ 有価証券先物取引等」をご参照ください。

e. 市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、以下の投資プロセスにより運用を行います。

1. 運用方針についての考え方

「資産の配分方法は、運用成績を決定する重要な要素である。」との考え方に基づき運用を行います。

2. モデルの指示に基づく一貫した投資手法

当ファンドは、投資情報の数理的分析等に基づくアセットマネジメントOne独自の投資モデル（TAAモデル）を採用しています。モデルの採用により、より効率的な運用・高度なリスクコントロールの追求が可能になるとともに、運用プロセス全体が明確になります。また、モデルを使ったシステム運用は、常に一貫した手法が用いられるため、運用手法・運用内容が運用担当者の主観や判断および交代などの影響を受けにくいことが特徴です。

3. 機動的なアロケーション変更

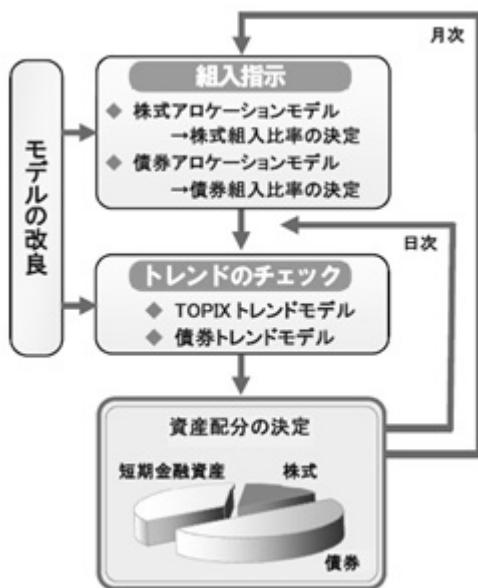
株式・債券の組入比率を月次で決定する2つのモデルに加え、さらに2種類のトレンド※モデルを用いて日次で資産配分（アロケーション）の見直しを行うことで、より機動的な資産配分の変更を目指します。

※ トレンドとは、相場の上昇や下降等の傾向のことをいいます。

4. モデルの改良

モデルの構築には、様々な前提がおかれてています。経済構造・市場構造の変化等により前提が崩れると予測される場合には、モデルの修正・改良が必要となります。アセットマネジメントOneでは、実際の運用を通じてモデルの機能を常にチェックし、適宜修正・改良を行っています。

◆ TAAモデルの構成



① 株式アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、株式の投資妙味を判断し、月次で株式の組入比率を決定します。

② 債券アロケーションモデル

景気指標および市場データ等を用いた分析により、債券の投資妙味を判断し、月次で債券の組入比率を決定します。

→以上2種類のモデルにより、資産配分比率の月次の基本方針を決定します。

③ TOPIXトレンドモデル

主に市場データを基に株式市場の方向性とその強さ（トレンド）を統計的手法により分析し、日次で株式組入比率の調整を決定するモデルです。

④ 債券トレンドモデル

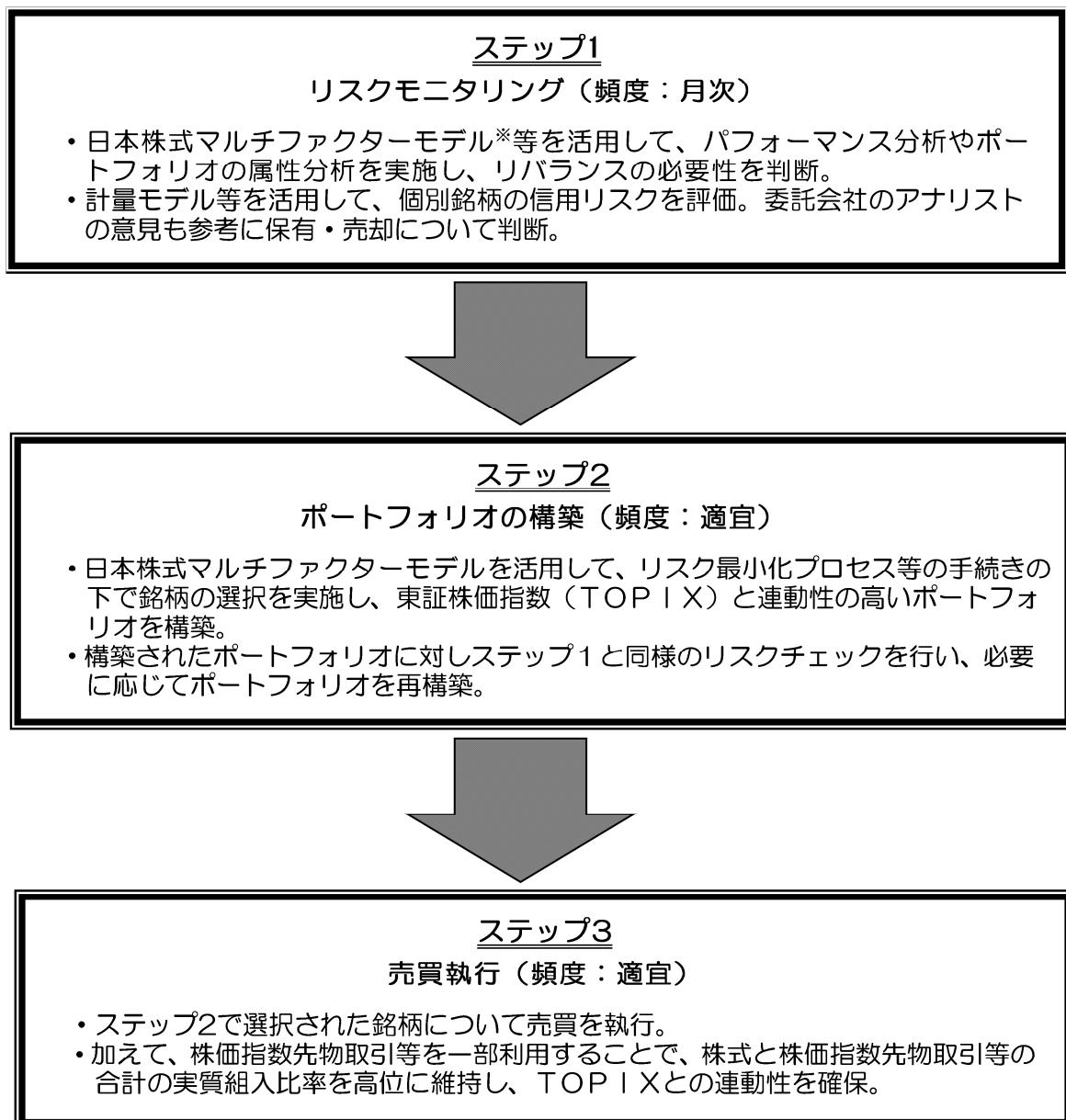
主に市場データを基に債券市場の方向性とその強さ（トレンド）を統計的手法により分析し、日次で債券組入比率の調整を決定するモデルです。

→以上2種類のトレンドモデルにより、日次で資産配分比率の変更を行います。

※ モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

< MHAM TOPIXマザーファンドの投資プロセス >

当ファンドは、株式運用部分について、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れる場合があります。MHAM TOPIXマザーファンドの具体的な投資プロセスは以下の通りです。



※ 日本株式マルチファクターモデル

複数のリスクファクターによって株式リターンを分解・説明するモデルで、1988年に構築以来、随時改良を加えているアセットマネジメントOne独自のモデルです。これにより、TOPIX（東証株価指数）に連動する銘柄群を効率的に選び、定期的に銘柄群の見直しすることによりTOPIX（東証株価指数）に対する連動性を高めます。

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することができます。また、使用するモデル等については、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

(2) 【投資対象】

① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM TOPIXマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および8.において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1.の証券または証書および前記8.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から5.までの証券および前記8.の証券または証書のうち前記2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）および抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）ならびに次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

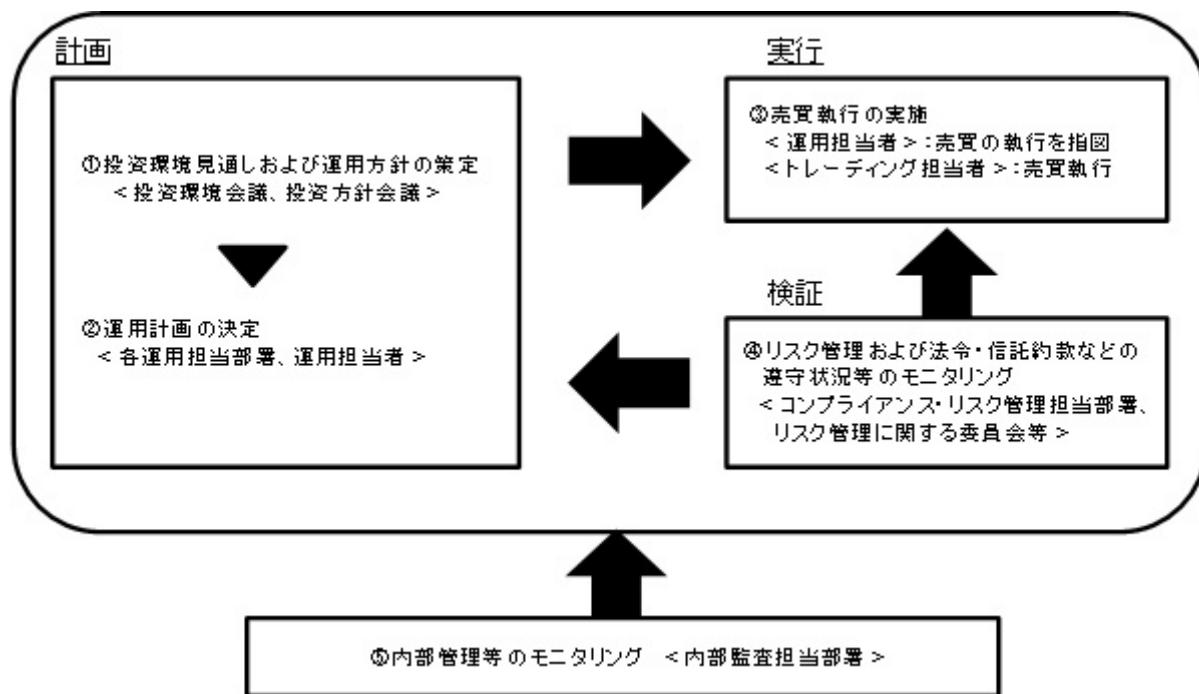
③ その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を約款に規定する範囲で行うことができます。

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2020年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年3月10日および9月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、配当等収益の他に売買益等も含め、その中から運用実績に応じて分配を行います。

※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 将來の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

（5）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等(約款第21条、第22条および第23条)

1. 委託会社は、株式および新株引受権証券等への実質投資割合※が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図はしません。

※「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

2. 委託会社は、新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

② 転換社債等（約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。（両者および前記②投資対象①有価証券の指図範囲8.において同様の性質を有するものを総称して「転換社債等」といいます。））への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合に

は、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ デリバティブ取引等(約款第23条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 有価証券先物取引等(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この⑤で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびにこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象②金融商品の指図範囲1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つこの⑤で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ 公社債(約款第25条)

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

⑦ 資金の借入れ(約款第32条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>MHAM　TOPIXマザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)と連動する投資成果を目指として運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. 現物株への投資よりTOPIX先物等を活用する方が有利と認められるときは、TOPIX先物等を活用することがあります。
2. 株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 組入対象銘柄は、東京証券取引所第一部上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等は組入れません。
4. 上記1.から3.について、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することができます。
5. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 運用制限

- ① 株式の組入比率には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引は約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

- (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い
- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
 - ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ・投資信託は預貯金とは異なります。
 - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあります。当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

② 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、公

社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドの株式運用部分として、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れる場合があります。そのため、同マザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

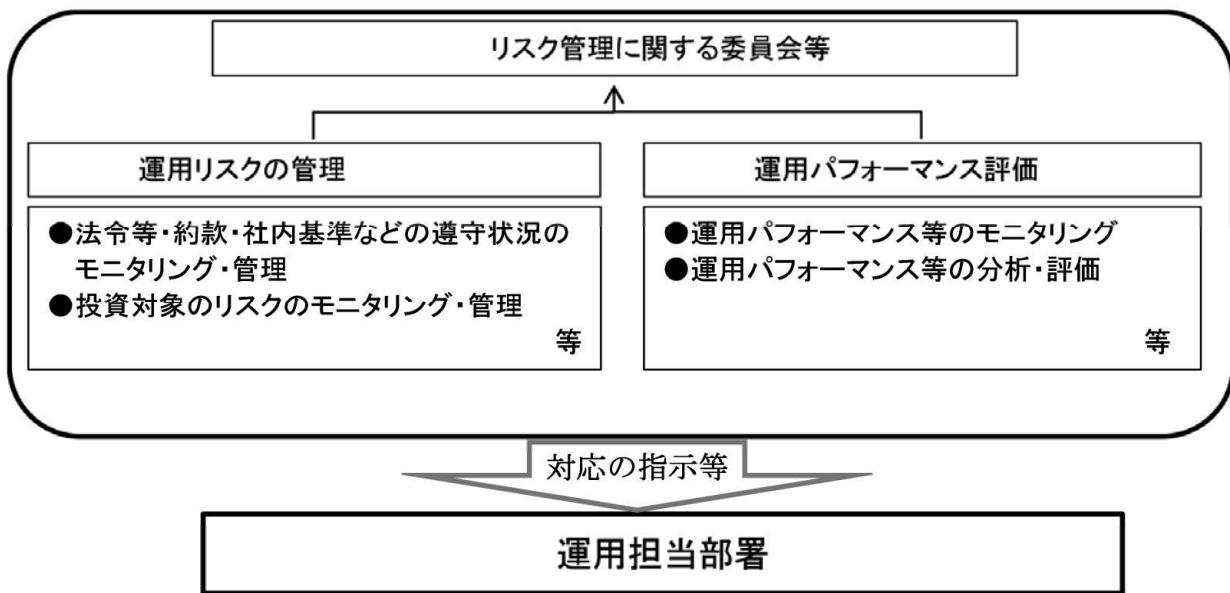
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

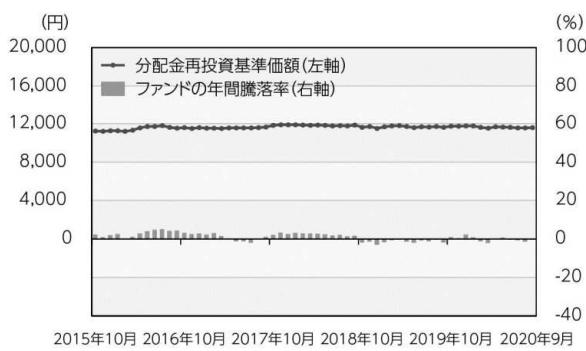
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



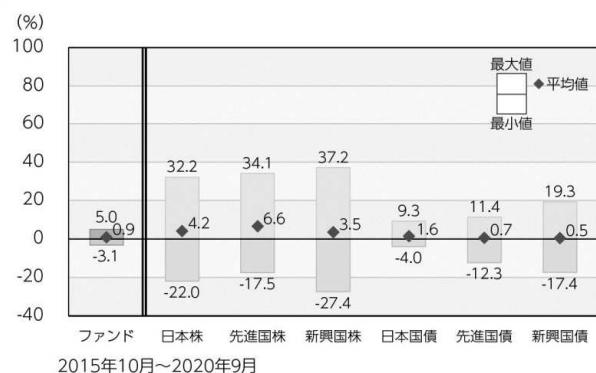
※リスク管理体制は2020年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(9,967円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、日本を除く世界の主要先進国の株価指數を、各國の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財產権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、新興国の中価指數を、各國の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財產権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指數の知的財產権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財產その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 通常のお申込みの場合

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.1%（税抜1.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合

無手数料とします。

③ 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

④ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

⑤ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.935%（税抜0.85%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.40%	0.35%	0.10%

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 上記①から③の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2020年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

令和2年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	4,746,181,900	60.16
内 日本	4,746,181,900	60.16
親投資信託受益証券	1,728,525,468	21.91
内 日本	1,728,525,468	21.91
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,414,106,160	17.93
純資産総額	7,888,813,528	100.00

その他資産の投資状況

令和2年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（買建）	48,765,000	0.62
内 日本	48,765,000	0.62
債券先物取引（買建）	760,550,000	9.64
内 日本	760,550,000	9.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考)

MHAM TOPIXマザーファンド

令和2年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	43,389,405,020	97.42
内 日本	43,389,405,020	97.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,147,875,717	2.58
純資産総額	44,537,280,737	100.00

その他資産の投資状況

令和2年9月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（買建）	1,121,595,000	2.52
内 日本	1,121,595,000	2.52

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	MHAM TOPIXマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	864,954,698	1.9812 1,713,734,743	1.9984 1,728,525,468	— —	21.91
2	342回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	600,000,000	101.08 606,492,000	101.18 607,092,000	0.1 2026/3/20	7.70
3	134回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	400,000,000	100.52 402,096,000	100.53 402,136,000	0.1 2022/12/20	5.10
4	137回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	300,000,000	100.69 302,094,000	100.70 302,100,000	0.1 2023/9/20	3.83
5	329回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	280,000,000	102.57 287,204,400	102.55 287,140,000	0.8 2023/6/20	3.64
6	170回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	270,000,000	98.23 265,226,400	98.58 266,176,800	0.3 2039/9/20	3.37
7	71回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	200,000,000	108.79 217,584,000	108.70 217,408,000	2.2 2024/6/20	2.76
8	409回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証券	200,000,000	100.34 200,696,000	100.33 200,668,000	0.1 2022/2/1	2.54
9	141回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	150,000,000	118.82 178,234,500	118.95 178,432,500	1.7 2032/12/20	2.26
10	100回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	140,000,000	117.16 164,025,400	117.21 164,096,800	2.2 2028/3/20	2.08
11	53回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	140,000,000	101.61 142,259,600	101.84 142,583,000	0.6 2046/12/20	1.81
12	333回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	130,000,000	102.54 133,308,500	102.54 133,303,300	0.6 2024/3/20	1.69
13	15回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	100,000,000	130.91 130,915,000	131.14 131,146,000	2.5 2034/6/20	1.66
14	39回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	100,000,000	130.89 130,897,000	130.96 130,965,000	1.9 2043/6/20	1.66
15	142回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	120.03 120,030,000	120.15 120,159,000	1.8 2032/12/20	1.52

16	145回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	119.20 119,201,000	119.41 119,418,000	1.7 2033/6/20	1.51
17	102回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	119.21 119,210,000	119.25 119,259,000	2.4 2028/6/20	1.51
18	171回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	120,000,000	98.12 117,746,400	98.47 118,173,600	0.3 2039/12/20	1.50
19	105回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	117.32 117,322,000	117.39 117,391,000	2.1 2028/9/20	1.49
20	97回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	116.10 116,106,000	116.14 116,143,000	2.2 2027/9/20	1.47
21	10回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	100,000,000	111.53 111,538,000	111.83 111,830,000	1.1 2033/3/20	1.42
22	73回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	109.06 109,060,000	109.03 109,036,000	2 2024/12/20	1.38
23	167回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	102.05 102,050,000	102.48 102,481,000	0.5 2038/12/20	1.30
24	156回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	100,000,000	101.63 101,633,000	102.00 102,005,000	0.4 2036/3/20	1.29
25	64回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	100,000,000	95.17 95,173,000	95.29 95,299,000	0.4 2049/9/20	1.21
26	65回 利付国庫債券 (30年) 日本	国債証券	100,000,000	95.01 95,019,000	95.14 95,146,000	0.4 2049/12/20	1.21
27	148回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	60,000,000	117.19 70,314,600	117.43 70,458,600	1.5 2034/3/20	0.89
28	12回 利付国庫債券 (40年) 日本	国債証券	60,000,000	96.26 57,760,800	96.12 57,673,800	0.5 2059/3/20	0.73
29	7回 利付国庫債券(40年) 日本	国債証券	40,000,000	133.30 53,320,800	133.06 53,226,800	1.7 2054/3/20	0.67
30	130回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	40,000,000	100.30 40,122,400	100.29 40,117,200	0.1 2021/12/20	0.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	60.16
親投資信託受益証券	21.91
合計	82.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

MHAM TOPIXマザーファンド

令和2年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	212,000	6,677.89 1,415,714,184	6,932.00 1,469,584,000	— —	3.30
2	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	148,600	4,673.60 694,498,140	6,469.00 961,293,400	— —	2.16
3	ソニー 日本	株式 電気機器	119,100	6,721.37 800,515,168	8,032.00 956,611,200	— —	2.15
4	キーエンス 日本	株式 電気機器	17,200	35,182.18 605,133,574	48,980.00 842,456,000	— —	1.89
5	任天堂 日本	株式 その他製品	11,700	39,792.37 465,570,746	59,660.00 698,022,000	— —	1.57
6	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	158,500	3,792.49 601,110,728	3,744.00 593,424,000	— —	1.33
7	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	130,600	3,528.94 460,880,673	4,160.00 543,296,000	— —	1.22
8	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	250,200	2,434.92 609,217,514	2,150.00 537,930,000	— —	1.21
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	1,286,100	439.44 565,166,205	416.10 535,146,210	— —	1.20
10	第一三共 日本	株式 医薬品	163,200	2,340.95 382,044,532	3,229.00 526,972,800	— —	1.18
11	NTTドコモ 日本	株式 情報・通信業	133,900	2,982.48 399,354,220	3,885.00 520,201,500	— —	1.17
12	ダイキン工業 日本	株式 機械	24,400	14,314.51 349,274,252	19,300.00 470,920,000	— —	1.06
13	HOYA 日本	株式 精密機器	37,800	9,531.57 360,293,433	11,860.00 448,308,000	— —	1.01

14	日本電産 日本	株式 電気機器	45,700	6,614.12 302,265,384	9,805.00 448,088,500	—	1.01
15	信越化学工業 日本	株式 化学	32,100	11,551.95 370,817,596	13,685.00 439,288,500	—	0.99
16	村田製作所 日本	株式 電気機器	55,900	5,634.60 314,974,695	6,773.00 378,610,700	—	0.85
17	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	129,700	2,980.96 386,630,555	2,917.50 378,399,750	—	0.85
18	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	150,100	2,594.78 389,477,274	2,473.50 371,272,350	—	0.83
19	KDDI 日本	株式 情報・通信業	136,000	3,198.03 434,933,184	2,656.00 361,216,000	—	0.81
20	ファナック 日本	株式 電気機器	17,900	16,681.09 298,591,683	20,120.00 360,148,000	—	0.81
21	花王 日本	株式 化学	45,500	8,191.33 372,705,524	7,887.00 358,858,500	—	0.81
22	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	131,700	2,321.70 305,768,290	2,685.00 353,614,500	—	0.79
23	SMC 日本	株式 機械	5,900	43,729.37 258,003,283	58,460.00 344,914,000	—	0.77
24	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	255,600	1,262.12 322,597,884	1,310.50 334,963,800	—	0.75
25	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	12,200	22,590.50 275,604,123	27,330.00 333,426,000	—	0.75
26	日立製作所 日本	株式 電気機器	91,700	3,380.50 309,992,424	3,543.00 324,893,100	—	0.73
27	三菱商事 日本	株式 卸売業	122,700	2,452.14 300,877,610	2,512.50 308,283,750	—	0.69
28	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	66,200	5,029.26 332,937,267	4,600.00 304,520,000	—	0.68
29	三井物産 日本	株式 卸売業	162,800	1,650.02 268,623,735	1,803.00 293,528,400	—	0.66
30	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	19,300	13,583.78 262,167,100	14,740.00 284,482,000	—	0.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.42
合計	97.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年9月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	15.10
情報・通信業		9.85
化学		7.11
輸送用機器		6.86
医薬品		6.34
サービス業		5.55
機械		5.34
小売業		4.92
卸売業		4.69
銀行業		4.62
食料品		3.67
陸運業		3.65
その他製品		2.72
精密機器		2.67
建設業		2.39
不動産業		1.89
保険業		1.81
電気・ガス業		1.39
その他金融業		1.11
ガラス・土石製品		0.76
証券、商品先物取引業		0.76
非鉄金属		0.64
金属製品		0.55
鉄鋼		0.55
ゴム製品		0.53
繊維製品		0.47
石油・石炭製品		0.39
空運業		0.32
パルプ・紙		0.21
倉庫・運輸関連業		0.18
鉱業		0.15
海運業		0.14
水産・農林業		0.09
合計		97.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

MHAM TOPIXマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

令和2年9月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	T O P I X 先物 0 2 1 2 月	買建	3	48,885,990	48,765,000	0.62
債券先物取引	大阪取引所	長國 先 0 2 1 2 月	買建	5	759,551,925	760,550,000	9.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考)

MHAM T O P I X マザーファンド

令和2年9月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	T O P I X 先物 0 2 1 2 月	買建	69	1,117,187,770	1,121,595,000	2.52

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（令和2年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第30計算期間末 (平成23年 3月10日)	18,105	18,124	0.9348	0.9358
第31計算期間末 (平成23年 9月12日)	16,642	16,660	0.9096	0.9106
第32計算期間末 (平成24年 3月12日)	16,111	16,128	0.9317	0.9327
第33計算期間末 (平成24年 9月10日)	14,861	14,878	0.9115	0.9125
第34計算期間末 (平成25年 3月11日)	14,710	14,784	0.9872	0.9922
第35計算期間末 (平成25年 9月10日)	12,849	12,977	1.0023	1.0123
第36計算期間末 (平成26年 3月10日)	11,584	11,595	1.0001	1.0011
第37計算期間末 (平成26年 9月10日)	11,061	11,072	0.9947	0.9957
第38計算期間末 (平成27年 3月10日)	10,480	10,490	1.0087	1.0097
第39計算期間末 (平成27年 9月10日)	9,762	9,820	1.0024	1.0084

第40計算期間末 (平成28年 3月10日)	9,700	9,758	1.0090	1.0150
第41計算期間末 (平成28年 9月12日)	9,838	9,896	1.0257	1.0317
第42計算期間末 (平成29年 3月10日)	9,526	9,526	1.0258	1.0258
第43計算期間末 (平成29年 9月11日)	9,279	9,288	1.0305	1.0315
第44計算期間末 (平成30年 3月12日)	8,952	9,038	1.0417	1.0517
第45計算期間末 (平成30年 9月10日)	8,713	8,713	1.0288	1.0288
第46計算期間末 (平成31年 3月11日)	8,515	8,515	1.0330	1.0330
第47計算期間末 (令和1年9月10日)	8,354	8,354	1.0270	1.0270
第48計算期間末 (令和2年3月10日)	8,120	8,120	1.0083	1.0083
第49計算期間末 (令和2年9月10日)	7,877	7,892	1.0158	1.0178
令和1年9月末日	8,291	—	1.0230	—
10月末日	8,427	—	1.0318	—
11月末日	8,427	—	1.0325	—
12月末日	8,413	—	1.0345	—
令和2年1月末日	8,395	—	1.0351	—
2月末日	8,278	—	1.0226	—
3月末日	8,140	—	1.0147	—
4月末日	8,221	—	1.0276	—
5月末日	8,136	—	1.0258	—
6月末日	8,022	—	1.0234	—
7月末日	7,915	—	1.0172	—
8月末日	7,898	—	1.0164	—
9月末日	7,888	—	1.0181	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第30計算期間	0.0010
第31計算期間	0.0010
第32計算期間	0.0010
第33計算期間	0.0010
第34計算期間	0.0050
第35計算期間	0.0100
第36計算期間	0.0010
第37計算期間	0.0010
第38計算期間	0.0010
第39計算期間	0.0060

第40計算期間	0.0060
第41計算期間	0.0060
第42計算期間	0.0000
第43計算期間	0.0010
第44計算期間	0.0100
第45計算期間	0.0000
第46計算期間	0.0000
第47計算期間	0.0000
第48計算期間	0.0000
第49計算期間	0.0020

(3) 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第30計算期間	2.78
第31計算期間	△2.59
第32計算期間	2.54
第33計算期間	△2.06
第34計算期間	8.85
第35計算期間	2.54
第36計算期間	△0.12
第37計算期間	△0.44
第38計算期間	1.51
第39計算期間	△0.03
第40計算期間	1.26
第41計算期間	2.25
第42計算期間	0.01
第43計算期間	0.56
第44計算期間	2.06
第45計算期間	△1.24
第46計算期間	0.41
第47計算期間	△0.6
第48計算期間	△1.8
第49計算期間	0.9

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第30計算期間	513,047,715	1,720,625,364
第31計算期間	479,462,651	1,551,267,886
第32計算期間	442,676,695	1,446,032,847
第33計算期間	376,968,206	1,364,316,466
第34計算期間	369,488,222	1,773,844,457
第35計算期間	427,178,848	2,508,637,111
第36計算期間	417,035,300	1,653,362,434
第37計算期間	428,874,227	892,182,541
第38計算期間	294,952,276	1,024,842,529

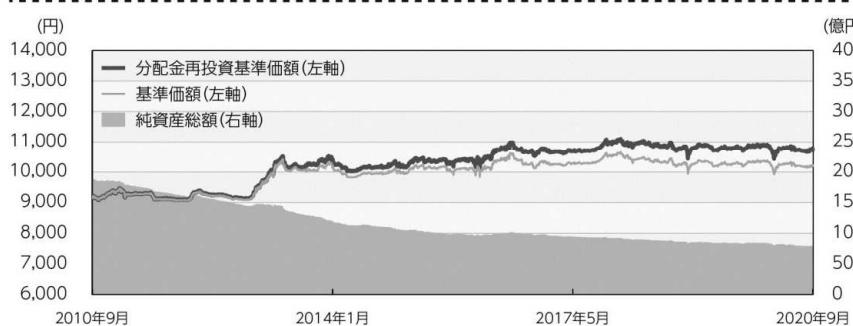
第39計算期間	317, 180, 609	968, 640, 410
第40計算期間	442, 473, 798	566, 960, 043
第41計算期間	440, 391, 845	462, 278, 145
第42計算期間	497, 804, 047	804, 194, 658
第43計算期間	290, 194, 467	571, 802, 304
第44計算期間	275, 168, 842	685, 083, 990
第45計算期間	376, 901, 704	502, 346, 126
第46計算期間	221, 128, 589	446, 507, 337
第47計算期間	255, 610, 157	364, 455, 489
第48計算期間	328, 416, 839	409, 867, 557
第49計算期間	337, 863, 174	636, 916, 350

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

《参考情報》

データの基準日:2020年9月30日

基準価額・純資産の推移 《2010年9月30日～2020年9月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:1993年11月26日)

分配の推移(税引前)

2018年 9月	0円
2019年 3月	0円
2019年 9月	0円
2020年 3月	0円
2020年 9月	20円
設定来累計	1,980円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
国債証券	60.16
内 日本	60.16
親投資信託受益証券	21.91
内 日本	21.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	17.93
合計(純資産総額)	100.00

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	0.62
債券先物取引(買建)	9.64

■MHAM TOPIXマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
株式	97.42
内 日本	97.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.58
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.52

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	15.10
2	情報・通信業	9.85
3	化学	7.11
4	輸送用機器	6.86
5	医薬品	6.34

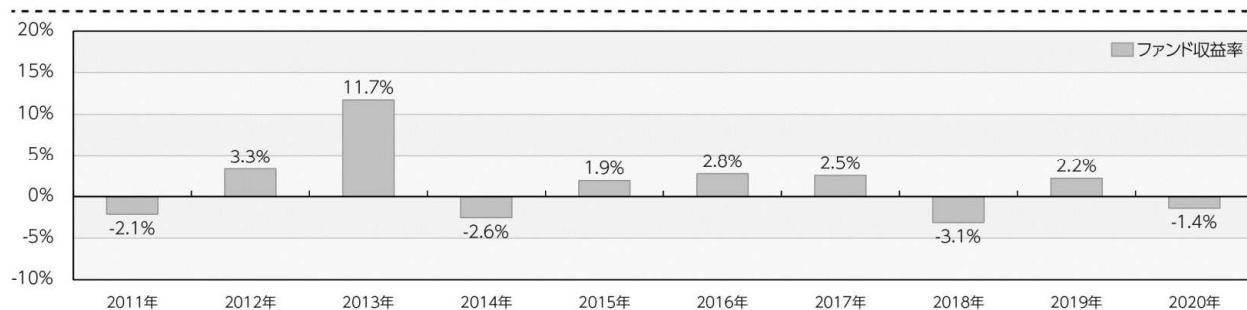
順位	銘柄名	種類	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	3.30
2	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	2.16
3	ソニー	株式	電気機器	2.15
4	キーエンス	株式	電気機器	1.89
5	任天堂	株式	その他製品	1.57
6	武田薬品工業	株式	医薬品	1.33
7	リクルートホールディングス	株式	サービス業	1.22
8	日本電信電話	株式	情報・通信業	1.21
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1.20
10	第一三共	株式	医薬品	1.18

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2020年9月30日

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込み等の手続きが行われます。
- (10) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

<一部解約（解約請求）>

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において

て当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

<受益権の買取り（買取請求）>

- (1) 販売会社は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額※とします。
※ 一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの請求を受けたものとして、前記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

1993年11月26日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から9月10日までおよび9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は1993年11月26日から1994年9月10日までとし、第2期計算期間から第5期計算期間は、それぞれ9月11日から翌年9月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日とのとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することができます。

- 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
- c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
- d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3カ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

なお、委託会社は2007年1月4日付約款変更以前の約款第7条第2項の規定に基づき、1998年12月1日付で1口当たり元本額を1万円から1円に変更するための受益権分割を実施しました。ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることによる差異を生じることはありません。

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期計算期間（令和2年3月11日から令和2年9月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年10月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMスリーウェイオーブンの令和2年3月11日から令和2年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMスリーウェイオーブンの令和2年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【MHAMスリーウェイオーブン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第48期 令和2年3月10日現在	第49期 令和2年9月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,966,251,395	1,455,320,650
国債証券	4,694,634,100	4,741,705,800
親投資信託受益証券	1,463,243,862	1,713,734,743
派生商品評価勘定	51,741,635	1,182,965
未収利息	11,457,575	12,053,397
前払金	—	810,000
前払費用	707,394	60,821
差入委託証拠金	25,470,000	8,625,000
流動資産合計	8,213,505,961	7,933,493,376
資産合計	8,213,505,961	7,933,493,376
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,603,080	921,540
前受金	36,445,000	—
未払収益分配金	—	15,508,727
未払解約金	15,224,151	2,035,222
未払受託者報酬	4,570,351	4,459,497
未払委託者報酬	34,277,864	33,446,506
その他未払費用	72,668	68,580
流動負債合計	93,193,114	56,440,072
負債合計	93,193,114	56,440,072
純資産の部		
元本等		
元本	8,053,416,805	7,754,363,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,896,042	122,689,675
（分配準備積立金）	440,397,763	415,452,238
元本等合計	8,120,312,847	7,877,053,304
純資産合計	8,120,312,847	7,877,053,304
負債純資産合計	8,213,505,961	7,933,493,376

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第48期 自 令和1年9月11日 至 令和2年3月10日	第49期 自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
営業収益		
受取利息	18,577,799	19,007,771
有価証券売買等損益	△194,347,661	158,307,581
派生商品取引等損益	65,305,187	△60,646,550
営業収益合計	△110,464,675	116,668,802
営業費用		
支払利息	425,196	462,348
受託者報酬	4,570,351	4,459,497
委託者報酬	34,277,864	33,446,506
その他費用	72,668	68,580
営業費用合計	39,346,079	38,436,931
営業利益又は営業損失（△）	△149,810,754	78,231,871
経常利益又は経常損失（△）	△149,810,754	78,231,871
当期純利益又は当期純損失（△）	△149,810,754	78,231,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,072,435	9,132,011
期首剰余金又は期首次損金（△）	219,493,970	66,896,042
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,344,391	7,667,717
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,344,391	7,667,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,059,130	5,465,217
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,059,130	5,465,217
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	15,508,727
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,896,042	122,689,675

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第49期 自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第48期 令和2年3月10日現在	第49期 令和2年9月10日現在
1. 期首元本額	8,134,867,523円	8,053,416,805円
期中追加設定元本額	328,416,839円	337,863,174円
期中一部解約元本額	409,867,557円	636,916,350円
2. 受益権の総数	8,053,416,805口	7,754,363,629口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第48期 自 令和1年9月11日 至 令和2年3月10日	第49期 自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（332,129,110円）及び分配準備積立金（440,397,763円）より分配対象収益は772,526,873円（1万口当たり959.25円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,685,965円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（337,830,759円）及び分配準備積立金（406,275,000円）より分配対象収益は768,791,724円（1万口当たり991.43円）であり、うち15,508,727円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第48期 自 令和1年9月11日 至 令和2年3月10日	第49期 自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第48期 令和2年3月10日現在	第49期 令和2年9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第48期 令和2年3月10日現在	第49期 令和2年9月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△44,194,400	△92,354,300
親投資信託受益証券	△138,219,761	250,490,881
合計	△182,414,161	158,136,581

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	第48期 令和2年3月10日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引 先物取引 売建	273,175,000	—	225,120,000 48,055,000
合計	273,175,000	—	225,120,000 48,055,000

種類	第49期 令和2年9月10日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引 先物取引 買建	79,525,000	—	80,500,000 975,000
合計	79,525,000	—	80,500,000 975,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

債券関連

種類	第48期 令和2年3月10日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引 先物取引 売建	4,478,410,000	—	4,477,310,000 1,100,000
合計	4,478,410,000	—	4,477,310,000 1,100,000

種類	第49期 令和2年9月10日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引 先物取引 買建	760,410,000	—	759,700,000 △710,000
合計	760,410,000	—	759,700,000 △710,000

(注) 時価の算定方法

債券先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第48期 令和2年3月10日現在	第49期 令和2年9月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0083円 (10,083円)	1.0158円 (10,158円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和2年9月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	409回 利付国庫債券(2年)	200,000,000	200,696,000	
	130回 利付国庫債券(5年)	40,000,000	40,122,400	
	134回 利付国庫債券(5年)	400,000,000	402,096,000	
	137回 利付国庫債券(5年)	300,000,000	302,094,000	
	7回 利付国庫債券(40年)	40,000,000	53,320,800	
	12回 利付国庫債券(40年)	60,000,000	57,760,800	
	329回 利付国庫債券(10年)	280,000,000	287,204,400	
	333回 利付国庫債券(10年)	130,000,000	133,308,500	
	342回 利付国庫債券(10年)	600,000,000	606,492,000	
	10回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	111,538,000	
	15回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	130,915,000	

39回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	130,897,000	
53回 利付国庫債券(30年)	140,000,000	142,259,600	
64回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	95,173,000	
65回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	95,019,000	
71回 利付国庫債券(20年)	200,000,000	217,584,000	
73回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	109,060,000	
97回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	116,106,000	
100回 利付国庫債券(20年)	140,000,000	164,025,400	
102回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	119,210,000	
105回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	117,322,000	
140回 利付国庫債券(20年)	20,000,000	23,717,600	
141回 利付国庫債券(20年)	150,000,000	178,234,500	
142回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	120,030,000	
145回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	119,201,000	
148回 利付国庫債券(20年)	60,000,000	70,314,600	
151回 利付国庫債券(20年)	10,000,000	11,348,400	
156回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	101,633,000	
167回 利付国庫債券(20年)	100,000,000	102,050,000	
170回 利付国庫債券(20年)	270,000,000	265,226,400	
171回 利付国庫債券(20年)	120,000,000	117,746,400	
国債証券 合計	4,460,000,000	4,741,705,800	
親投資信託受益証券	MHAM TOPIXマザーファンド	864,954,698	1,713,734,743
親投資信託受益証券 合計		864,954,698	1,713,734,743
合計			6,455,440,543

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(参考)

当ファンドは、「MHAM TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

MHAM TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

令和2年9月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	626,876,414
株式	43,769,267,040
派生商品評価勘定	7,425,480
未収入金	4,645,800,840
未収配当金	19,618,497
前払金	1,900,000
差入委託証拠金	25,650,000
流動資産合計	49,096,538,271
資産合計	49,096,538,271
負債の部	
流動負債	
未払解約金	45,888,000
流動負債合計	45,888,000
負債合計	45,888,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,756,502,292
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	24,294,147,979
元本等合計	49,050,650,271
純資産合計	49,050,650,271
負債純資産合計	49,096,538,271

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年9月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	20,048,805,260円
同期中追加設定元本額	7,331,849,301円
同期中一部解約元本額	2,624,152,269円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	864,954,698円
MHAM TOPIXオープン	4,026,188,445円
MHAM日本株式インデックスファンド（ファンドラップ）	11,696,939,643円
動的パッケージファンド<DC年金>	31,509,804円
コア資産形成ファンド	28,248,865円
MHAM TOPIXファンドVA（適格機関投資家専用）	104,705,598円
MHAM動的パッケージファンド【適格機関投資家限定】	5,460,899,482円
MHAM日本株式パッシブファンド【適格機関投資家限定】	2,543,055,757円
計	24,756,502,292円
2. 受益権の総数	24,756,502,292口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年3月11日 至 令和2年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年9月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	4,819,334,660
合計	4,819,334,660

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	令和2年9月10日現在			
	契約額等（円）	時価（円）		
		うち 1年超	評価損益（円）	
市場取引 先物取引 買建	700,960,000	—	708,400,000	7,440,000
合計	700,960,000	—	708,400,000	7,440,000

(注) 時価の算定方法

株価指標先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	令和2年9月10日現在
1口当たり純資産額	1,9813円
(1万口当たり純資産額)	(19,813円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年9月10日現在

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
極洋	900	2,721.00	2,448,900	
日本水産	25,800	463.00	11,945,400	
マルハニチロ	3,500	2,417.00	8,459,500	
ホウスイ	400	929.00	371,600	
カネコ種苗	600	1,439.00	863,400	
サカタのタネ	3,200	3,550.00	11,360,000	
ホクト	2,100	2,170.00	4,557,000	
ホクリヨウ	400	654.00	261,600	
ヒノキヤグループ	500	1,950.00	975,000	
ショーボンドホールディングス	4,200	5,130.00	21,546,000	
ミライト・ホールディングス	7,800	1,529.00	11,926,200	
タマホーム	1,400	1,308.00	1,831,200	
サンヨーホームズ	300	664.00	199,200	
日本アクリア	1,200	664.00	796,800	
ファーストコーポレーション	600	624.00	374,400	
ベステラ	400	1,100.00	440,000	
T A T E R U	5,800	188.00	1,090,400	
キャンドゥ	700	764.00	534,800	
スペースバリューホールディングス	3,300	444.00	1,465,200	
住石ホールディングス	6,200	125.00	775,000	
日鉄鉱業	500	4,655.00	2,327,500	
三井松島ホールディングス	1,000	740.00	740,000	
国際石油開発帝石	95,900	636.90	61,078,710	
石油資源開発	3,500	1,852.00	6,482,000	
K&Oエナジーグループ	1,200	1,508.00	1,809,600	
ダイセキ環境ソリューション	700	677.00	473,900	

第一カッター興業	300	2,182.00	654,600	
明豊ファシリティワークス	1,000	633.00	633,000	
安藤・間	15,600	758.00	11,824,800	
東急建設	7,500	472.00	3,540,000	
コムシスホールディングス	9,200	2,933.00	26,983,600	
ビーアールホールディングス	3,000	759.00	2,277,000	
高松コンストラクショングループ	1,800	2,224.00	4,003,200	
東建コーポレーション	700	7,040.00	4,928,000	
ソネック	300	889.00	266,700	
ヤマウラ	1,100	828.00	910,800	
大成建設	20,100	3,615.00	72,661,500	
大林組	60,300	1,021.00	61,566,300	
清水建設	61,400	802.00	49,242,800	
飛島建設	1,800	1,065.00	1,917,000	
長谷工コーポレーション	23,300	1,472.00	34,297,600	
松井建設	2,200	658.00	1,447,600	
錢高組	200	3,755.00	751,000	
鹿島建設	47,100	1,323.00	62,313,300	
不動テトラ	1,600	1,473.00	2,356,800	
大末建設	500	897.00	448,500	
鉄建建設	1,300	1,998.00	2,597,400	
西松建設	4,700	2,008.00	9,437,600	
三井住友建設	14,400	427.00	6,148,800	
大豊建設	1,300	2,863.00	3,721,900	
前田建設工業	15,300	752.00	11,505,600	
佐田建設	1,300	420.00	546,000	
ナカノフドー建設	1,300	382.00	496,600	
奥村組	3,200	2,524.00	8,076,800	
東鉄工業	2,700	2,674.00	7,219,800	
イチケン	300	1,568.00	470,400	
富士ピー・エス	900	648.00	583,200	
浅沼組	600	4,125.00	2,475,000	
戸田建設	24,900	690.00	17,181,000	
熊谷組	2,900	2,645.00	7,670,500	
北野建設	300	2,579.00	773,700	
植木組	200	2,700.00	540,000	
矢作建設工業	2,600	842.00	2,189,200	
ピーエス三菱	2,100	589.00	1,236,900	
日本ハウスホールディングス	3,900	274.00	1,068,600	
大東建託	6,400	9,494.00	60,761,600	
新日本建設	2,600	873.00	2,269,800	
N I P P O	5,100	2,740.00	13,974,000	
東亜道路工業	300	3,380.00	1,014,000	
前田道路	5,400	1,910.00	10,314,000	
日本道路	500	7,540.00	3,770,000	
東亜建設工業	2,000	1,626.00	3,252,000	
日本国土開発	5,900	608.00	3,587,200	

若築建設	1,000	1,175.00	1,175,000	
東洋建設	7,000	404.00	2,828,000	
五洋建設	24,200	689.00	16,673,800	
世紀東急工業	3,000	798.00	2,394,000	
福田組	600	4,955.00	2,973,000	
日本ドライケミカル	500	1,554.00	777,000	
住友林業	15,400	1,727.00	26,595,800	
日本基礎技術	2,400	457.00	1,096,800	
巴コーポレーション	3,000	368.00	1,104,000	
大和ハウス工業	59,600	2,941.00	175,283,600	
ライト工業	3,400	1,589.00	5,402,600	
積水ハウス	65,300	2,106.00	137,521,800	
日特建設	1,600	793.00	1,268,800	
北陸電気工事	1,000	1,069.00	1,069,000	
ユアテック	3,300	621.00	2,049,300	
日本リーテック	1,200	2,724.00	3,268,800	
四電工	200	2,224.00	444,800	
中電工	2,400	2,274.00	5,457,600	
関電工	8,800	846.00	7,444,800	
きんでん	14,400	1,812.00	26,092,800	
東京エネシス	2,000	729.00	1,458,000	
トーエネック	500	3,565.00	1,782,500	
住友電設	1,800	2,324.00	4,183,200	
日本電設工業	3,300	2,150.00	7,095,000	
協和エクシオ	9,000	2,690.00	24,210,000	
新日本空調	1,600	2,093.00	3,348,800	
日本工営	1,200	2,845.00	3,414,000	
九電工	4,200	3,055.00	12,831,000	
三機工業	4,300	1,186.00	5,099,800	
日揮ホールディングス	18,700	1,108.00	20,719,600	
中外炉工業	600	1,476.00	885,600	
ヤマト	2,200	673.00	1,480,600	
太平電業	1,400	2,210.00	3,094,000	
高砂熱学工業	5,200	1,523.00	7,919,600	
三晃金属工業	200	2,057.00	411,400	
N E C ネッツエスアイ	5,800	1,891.00	10,967,800	
朝日工業社	300	2,820.00	846,000	
明星工業	4,000	787.00	3,148,000	
大氣社	3,000	2,853.00	8,559,000	
ダイダン	1,300	2,641.00	3,433,300	
日比谷総合設備	1,900	1,740.00	3,306,000	
日本製粉	5,400	1,656.00	8,942,400	
日清製粉グループ本社	21,800	1,678.00	36,580,400	
日東富士製粉	100	6,040.00	604,000	
昭和産業	1,800	3,520.00	6,336,000	
鳥越製粉	1,600	947.00	1,515,200	
中部飼料	2,400	1,589.00	3,813,600	

フィード・ワン	12,200	189.00	2,305,800	
東洋精糖	300	1,250.00	375,000	
日本甜菜製糖	900	1,796.00	1,616,400	
三井製糖	1,800	1,914.00	3,445,200	
塩水港精糖	2,000	224.00	448,000	
日新製糖	700	1,843.00	1,290,100	
L I F U L L	6,300	471.00	2,967,300	
ミクシィ	3,500	2,580.00	9,030,000	
ジェイエイシリクルートメント	1,100	1,319.00	1,450,900	
日本M&Aセンター	13,900	5,090.00	70,751,000	
メンバーズ	500	1,641.00	820,500	
中広	300	547.00	164,100	
U T グループ	2,900	3,355.00	9,729,500	
アイテイメディア	900	2,307.00	2,076,300	
タケエイ	2,000	959.00	1,918,000	
E・J ホールディングス	400	2,308.00	923,200	
ビーネックスグループ	1,900	1,169.00	2,221,100	
コシダカホールディングス	4,300	443.00	1,904,900	
アルトナー	300	905.00	271,500	
パソナグループ	2,000	1,540.00	3,080,000	
C D S	400	1,302.00	520,800	
リンクアンドモチベーション	3,700	388.00	1,435,600	
G C A	2,300	644.00	1,481,200	
エス・エム・エス	5,800	2,851.00	16,535,800	
サニーサイドアップグループ	600	698.00	418,800	
パーソルホールディングス	18,300	1,780.00	32,574,000	
リニカル	900	799.00	719,100	
クックパッド	7,100	362.00	2,570,200	
エスクリ	500	362.00	181,000	
アイ・ケイ・ケイ	1,000	586.00	586,000	
森永製菓	4,500	4,035.00	18,157,500	
中村屋	400	4,025.00	1,610,000	
江崎グリコ	5,200	4,630.00	24,076,000	
名糖産業	900	1,558.00	1,402,200	
井村屋グループ	1,000	2,336.00	2,336,000	
不二家	1,100	2,294.00	2,523,400	
山崎製パン	14,600	1,756.00	25,637,600	
第一屋製パン	400	980.00	392,000	
モロゾフ	300	5,540.00	1,662,000	
亀田製菓	1,100	5,280.00	5,808,000	
寿スピリッツ	1,900	5,110.00	9,709,000	
カルビー	8,900	3,335.00	29,681,500	
森永乳業	3,500	5,120.00	17,920,000	
六甲バター	1,100	1,790.00	1,969,000	
ヤクルト本社	13,300	5,640.00	75,012,000	
明治ホールディングス	12,900	7,990.00	103,071,000	
雪印メグミルク	4,700	2,280.00	10,716,000	

プリマハム	3, 100	2, 983. 00	9, 247, 300	
日本ハム	7, 400	4, 715. 00	34, 891, 000	
丸大食品	2, 200	1, 857. 00	4, 085, 400	
S Foods	1, 300	2, 940. 00	3, 822, 000	
柿安本店	600	2, 644. 00	1, 586, 400	
伊藤ハム米久ホールディングス	12, 800	699. 00	8, 947, 200	
学情	700	1, 093. 00	765, 100	
スタジオアリス	900	1, 672. 00	1, 504, 800	
クロスキャット	300	1, 233. 00	369, 900	
シミックホールディングス	900	1, 360. 00	1, 224, 000	
エプロ	400	1, 000. 00	400, 000	
システナ	6, 500	1, 786. 00	11, 609, 000	
NJS	400	1, 827. 00	730, 800	
デジタルアーツ	900	7, 600. 00	6, 840, 000	
日鉄ソリューションズ	2, 900	3, 005. 00	8, 714, 500	
綜合警備保障	7, 300	5, 070. 00	37, 011, 000	
キューブシステム	700	1, 242. 00	869, 400	
いちご	24, 300	303. 00	7, 362, 900	
エイジア	300	1, 966. 00	589, 800	
日本駐車場開発	19, 100	131. 00	2, 502, 100	
コア	700	1, 328. 00	929, 600	
カカクコム	13, 600	2, 550. 00	34, 680, 000	
アイロムグループ	600	1, 969. 00	1, 181, 400	
セントケア・ホールディング	700	709. 00	496, 300	
サイネックス	400	796. 00	318, 400	
ルネサンス	900	1, 004. 00	903, 600	
ディップ	2, 700	2, 316. 00	6, 253, 200	
SBSホールディングス	1, 800	1, 990. 00	3, 582, 000	
デジタルホールディングス	1, 000	1, 259. 00	1, 259, 000	
新日本科学	2, 100	706. 00	1, 482, 600	
ツクイ	4, 400	595. 00	2, 618, 000	
キャリアデザインセンター	300	953. 00	285, 900	
ベネフィット・ワン	6, 500	2, 536. 00	16, 484, 000	
エムスリー	40, 600	6, 220. 00	252, 532, 000	
ツカダ・グローバルホールディング	900	279. 00	251, 100	
プラス	500	474. 00	237, 000	
アウトソーシング	10, 300	944. 00	9, 723, 200	
ウェルネット	1, 900	606. 00	1, 151, 400	
ワールドホールディングス	500	1, 877. 00	938, 500	
ディー・エヌ・エー	7, 800	1, 843. 00	14, 375, 400	
博報堂DYホールディングス	25, 100	1, 375. 00	34, 512, 500	
ぐるなび	3, 500	748. 00	2, 618, 000	
タカミヤ	1, 900	526. 00	999, 400	
ジャパンベストレスキューシステム	1, 300	1, 012. 00	1, 315, 600	
ファンコミュニケーションズ	5, 100	471. 00	2, 402, 100	
ライク	600	1, 804. 00	1, 082, 400	
ビジネス・ブレークスルー	700	394. 00	275, 800	

エスプール	4,800	765.00	3,672,000	
W D B ホールディングス	700	2,926.00	2,048,200	
手間いらず	100	5,240.00	524,000	
ティア	700	462.00	323,400	
C D G	200	1,750.00	350,000	
バリューコマース	1,000	3,235.00	3,235,000	
インフォマート	20,200	769.00	15,533,800	
サッポロホールディングス	6,500	1,899.00	12,343,500	
アサヒグループホールディングス	40,300	3,758.00	151,447,400	
キリンホールディングス	81,600	2,015.00	164,424,000	
宝ホールディングス	14,300	1,068.00	15,272,400	
オエノンホールディングス	4,800	424.00	2,035,200	
養命酒製造	400	1,851.00	740,400	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	14,700	1,770.00	26,019,000	
サントリー食品インターナショナル	13,000	3,960.00	51,480,000	
ダイドーグループホールディングス	1,000	5,250.00	5,250,000	
伊藤園	5,900	6,830.00	40,297,000	
キーコーヒー	2,000	2,265.00	4,530,000	
ユニカフェ	400	996.00	398,400	
ジャパンフーズ	100	1,245.00	124,500	
日清オイリオグループ	2,600	3,165.00	8,229,000	
不二製油グループ本社	4,700	3,120.00	14,664,000	
かどや製油	100	3,645.00	364,500	
J一オイルミルズ	1,000	3,805.00	3,805,000	
ローソン	5,000	5,170.00	25,850,000	
サンエー	1,600	4,335.00	6,936,000	
カワチ薬品	1,600	2,783.00	4,452,800	
エービーシー・マート	3,000	5,300.00	15,900,000	
ハードオフコーポレーション	500	668.00	334,000	
高千穂交易	1,200	959.00	1,150,800	
アスクル	2,100	3,550.00	7,455,000	
ゲオホールディングス	3,300	1,677.00	5,534,100	
アダストリア	2,700	1,660.00	4,482,000	
ジーフット	900	505.00	454,500	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	200	473.00	94,600	
カワニシホールディングス	200	1,409.00	281,800	
伊藤忠食品	500	5,490.00	2,745,000	
くら寿司	1,000	5,110.00	5,110,000	
キャンドゥ	1,000	2,138.00	2,138,000	
エレマテック	2,200	928.00	2,041,600	
パルグループホールディングス	2,000	1,121.00	2,242,000	
J A L U X	500	1,593.00	796,500	
エディオン	8,600	1,085.00	9,331,000	
あらた	1,600	5,020.00	8,032,000	
サーラコーポレーション	3,300	567.00	1,871,100	
ワツ	700	886.00	620,200	

トーメンデバイス	400	3,875.00	1,550,000	
ハローズ	600	4,015.00	2,409,000	
J P ホールディングス	5,800	294.00	1,705,200	
フジオフードグループ本社	1,600	1,401.00	2,241,600	
あみやき亭	300	3,010.00	903,000	
東京エレクトロン デバイス	900	2,924.00	2,631,600	
ひらまつ	3,400	219.00	744,600	
フィールズ	2,000	339.00	678,000	
双日	105,200	246.00	25,879,200	
アルフレッサ ホールディングス	21,100	2,206.00	46,546,600	
大黒天物産	400	5,370.00	2,148,000	
ハニーズホールディングス	1,800	1,016.00	1,828,800	
ファーマライズホールディングス	500	789.00	394,500	
キッコーマン	13,900	5,750.00	79,925,000	
味の素	42,800	2,006.00	85,856,800	
キューピー	10,700	2,043.00	21,860,100	
ハウス食品グループ本社	7,200	3,540.00	25,488,000	
カゴメ	7,900	3,330.00	26,307,000	
焼津水産化学工業	600	929.00	557,400	
アリアケジャパン	1,900	7,560.00	14,364,000	
ピエトロ	200	1,700.00	340,000	
エバラ食品工業	400	2,266.00	906,400	
やまみ	200	2,143.00	428,600	
ニチレイ	9,200	2,747.00	25,272,400	
横浜冷凍	5,700	908.00	5,175,600	
東洋水産	10,000	5,650.00	56,500,000	
イートアンド	600	1,952.00	1,171,200	
大冷	200	2,273.00	454,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,200	913.00	1,095,600	
日清食品ホールディングス	8,300	9,960.00	82,668,000	
永谷園ホールディングス	700	2,244.00	1,570,800	
一正蒲鉾	700	1,039.00	727,300	
フジッコ	2,100	2,042.00	4,288,200	
ロック・フィールド	2,200	1,400.00	3,080,000	
日本たばこ産業	103,300	1,993.00	205,876,900	
ケンコーマヨネーズ	1,100	1,818.00	1,999,800	
わらべや日洋ホールディングス	1,300	1,486.00	1,931,800	
なとり	1,000	1,908.00	1,908,000	
イフジ産業	200	928.00	185,600	
ピックルスコーポレーション	400	2,594.00	1,037,600	
北の達人コーポレーション	6,900	536.00	3,698,400	
ユーチューブ	8,400	827.00	6,946,800	
スター・マイカ・ホールディングス	1,000	1,281.00	1,281,000	
ADワークスグループ	3,300	156.00	514,800	
片倉工業	2,900	1,197.00	3,471,300	
グンゼ	1,300	3,915.00	5,089,500	
ヒューリック	40,800	984.00	40,147,200	

ラサ商事	1,200	954.00	1,144,800	
アルペン	1,600	1,859.00	2,974,400	
ハブ	400	699.00	279,600	
ラクーンホールディングス	1,000	1,896.00	1,896,000	
クオールホールディングス	2,900	1,184.00	3,433,600	
アルコニックス	2,200	1,532.00	3,370,400	
神戸物産	6,400	5,800.00	37,120,000	
ソリトンシステムズ	900	1,734.00	1,560,600	
ジンズホールディングス	1,000	7,840.00	7,840,000	
ビックカメラ	11,300	1,098.00	12,407,400	
DCMホールディングス	10,400	1,248.00	12,979,200	
ハイパー	400	558.00	223,200	
MonotaRO	13,500	4,320.00	58,320,000	
東京一番フーズ	400	585.00	234,000	
DDホールディングス	700	816.00	571,200	
あい ホールディングス	3,000	1,835.00	5,505,000	
ディープイエックス	1,000	909.00	909,000	
きちりホールディングス	400	658.00	263,200	
アークランドサービスホールディングス	1,300	2,080.00	2,704,000	
J. フロント リテイリング	22,500	731.00	16,447,500	
ドトール・日レスホールディングス	3,100	1,674.00	5,189,400	
マツモトキヨシホールディングス	7,800	3,625.00	28,275,000	
プロンコビリー	1,000	2,311.00	2,311,000	
ZOZO	13,100	2,785.00	36,483,500	
トレジャー・ファクトリー	600	771.00	462,600	
物語コーポレーション	400	10,030.00	4,012,000	
ココカラファイン	2,100	6,460.00	13,566,000	
三越伊勢丹ホールディングス	33,200	572.00	18,990,400	
東洋紡	7,500	1,576.00	11,820,000	
ユニチカ	6,200	380.00	2,356,000	
富士紡ホールディングス	900	3,555.00	3,199,500	
日清紡ホールディングス	12,900	753.00	9,713,700	
倉敷紡績	2,000	1,939.00	3,878,000	
ダイワボウホールディングス	1,600	6,290.00	10,064,000	
シキボウ	1,100	974.00	1,071,400	
日東紡績	3,000	4,205.00	12,615,000	
トヨタ紡織	5,700	1,508.00	8,595,600	
マクニカ・富士エレホールディングス	4,700	1,883.00	8,850,100	
Hamee	600	2,466.00	1,479,600	
ラクト・ジャパン	600	3,570.00	2,142,000	
ウエルシアホールディングス	11,300	4,235.00	47,855,500	
クリエイトSDホールディングス	3,200	3,615.00	11,568,000	
バイタルケースケー・ホールディングス	4,000	1,087.00	4,348,000	
八洲電機	2,100	999.00	2,097,900	
メディアスホールディングス	1,300	891.00	1,158,300	

レスターホールディングス	2,100	2,106.00	4,422,600	
ジュー・テックホールディングス	500	996.00	498,000	
丸善CHIホールディングス	2,300	387.00	890,100	
大光	900	680.00	612,000	
O C H I ホールディングス	600	1,532.00	919,200	
TOKA I ホールディングス	10,400	1,014.00	10,545,600	
黒谷	600	512.00	307,200	
ミサワ	900	780.00	702,000	
ティーライフ	400	1,272.00	508,800	
C o m i n i x	500	723.00	361,500	
三洋貿易	2,100	1,013.00	2,127,300	
チムニー	500	1,516.00	758,000	
シュッピン	1,300	883.00	1,147,900	
ビューティガレージ	300	2,461.00	738,300	
オイシックス・ラ・大地	1,900	3,145.00	5,975,500	
ワイン・パートナーズ	1,400	964.00	1,349,600	
ネクステージ	2,700	1,044.00	2,818,800	
ジョイフル本田	5,400	1,437.00	7,759,800	
鳥貴族	600	1,531.00	918,600	
キリン堂ホールディングス	700	3,015.00	2,110,500	
ホットランド	1,300	1,201.00	1,561,300	
すかいらーくホールディングス	21,500	1,684.00	36,206,000	
S F P ホールディングス	1,100	1,465.00	1,611,500	
綿半ホールディングス	600	2,810.00	1,686,000	
日本毛織	6,100	978.00	5,965,800	
トーア紡コードレーション	700	466.00	326,200	
ダイドーリミテッド	3,300	199.00	656,700	
ヨシックス	200	1,925.00	385,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	5,700	1,174.00	6,691,800	
三栄建築設計	600	1,426.00	855,600	
野村不動産ホールディングス	11,700	2,127.00	24,885,900	
三重交通グループホールディングス	4,200	452.00	1,898,400	
サムティ	2,800	1,470.00	4,116,000	
ディア・ライフ	2,700	578.00	1,560,600	
コーチー・アール・イー	500	564.00	282,000	
日本商業開発	1,200	1,668.00	2,001,600	
プレサンスコードレーション	3,200	1,387.00	4,438,400	
フィル・カンパニー	300	1,932.00	579,600	
ハウスコム	400	1,265.00	506,000	
日本管理センター	1,300	1,220.00	1,586,000	
サンセイランディック	600	764.00	458,400	
エストラスト	300	670.00	201,000	
フージャースホールディングス	3,700	657.00	2,430,900	
オープハウス	5,500	3,615.00	19,882,500	
東急不動産ホールディングス	53,100	484.00	25,700,400	
飯田グループホールディングス	15,900	2,101.00	33,405,900	

イーグラント	300	717.00	215,100	
ムゲンエステート	1,400	481.00	673,400	
帝国織維	2,100	2,651.00	5,567,100	
日本コークス工業	15,000	62.00	930,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	700	600.00	420,000	
ミタチ産業	600	579.00	347,400	
B E E N O S	900	1,757.00	1,581,300	
あさひ	1,400	1,720.00	2,408,000	
日本調剤	1,100	1,593.00	1,752,300	
コスマス薬品	1,600	17,700.00	28,320,000	
シップヘルスケアホールディングス	3,100	4,970.00	15,407,000	
トーエル	700	772.00	540,400	
ソフトクリエイトホールディングス	700	2,617.00	1,831,900	
セブン&アイ・ホールディングス	74,000	3,350.00	247,900,000	
明治電機工業	600	1,370.00	822,000	
ツルハホールディングス	4,200	14,100.00	59,220,000	
デリカフーズホールディングス	1,000	685.00	685,000	
スターティアホールディングス	500	609.00	304,500	
サンマルクホールディングス	1,400	1,654.00	2,315,600	
フェリシモ	400	1,022.00	408,800	
トリドールホールディングス	4,800	1,477.00	7,089,600	
帝人	15,500	1,704.00	26,412,000	
東レ	137,100	508.40	69,701,640	
クラレ	29,600	1,123.00	33,240,800	
旭化成	124,700	940.90	117,330,230	
サカイオーベックス	400	2,036.00	814,400	
TOKYO BASE	1,600	364.00	582,400	
稻葉製作所	1,100	1,337.00	1,470,700	
宮地エンジニアリンググループ	500	1,604.00	802,000	
トーカロ	5,400	1,050.00	5,670,000	
アルファ	400	945.00	378,000	
SUMCO	24,400	1,405.00	34,282,000	
川田テクノロジーズ	300	4,930.00	1,479,000	
RS Technologies	500	3,230.00	1,615,000	
信和	700	692.00	484,400	
ビーロット	900	692.00	622,800	
ファーストブラザーズ	400	871.00	348,400	
ハウスドウ	900	1,102.00	991,800	
シーアールイー	500	1,403.00	701,500	
プロパティエージェント	200	1,260.00	252,000	
ケイアイスター不動産	400	2,361.00	944,400	
アグレ都市デザイン	300	572.00	171,600	
グッドコムアセット	400	2,143.00	857,200	
ジェイ・エス・ビー	400	2,914.00	1,165,600	
テンポイノベーション	600	723.00	433,800	
住江織物	300	1,792.00	537,600	
日本フエルト	1,000	469.00	469,000	

イチカワ	200	1,300.00	260,000	
日東製綱	200	1,485.00	297,000	
芦森工業	200	883.00	176,600	
アツギ	1,800	529.00	952,200	
ウイルプラスホールディングス	100	567.00	56,700	
J Mホールディングス	1,400	3,205.00	4,487,000	
コメダホールディングス	4,800	1,885.00	9,048,000	
サツドラホールディングス	300	1,999.00	599,700	
アレンザホールディングス	600	1,376.00	825,600	
串カツ田中ホールディングス	300	1,698.00	509,400	
バロックジャパンリミテッド	1,200	607.00	728,400	
クスリのアオキホールディングス	1,800	8,900.00	16,020,000	
ダイニック	600	799.00	479,400	
共和レザー	600	581.00	348,600	
ピーバンドットコム	500	1,022.00	511,000	
力の源ホールディングス	900	698.00	628,200	
スシローグローバルホールディングス	10,400	2,616.00	27,206,400	
アセンテック	400	1,912.00	764,800	
セーレン	4,500	1,562.00	7,029,000	
ソト一	500	962.00	481,000	
東海染工	200	1,146.00	229,200	
小松マテーレ	3,000	832.00	2,496,000	
ワコールホールディングス	5,000	1,868.00	9,340,000	
ホギメディカル	2,200	3,395.00	7,469,000	
クラウディアホールディングス	400	312.00	124,800	
T S I ホールディングス	6,100	321.00	1,958,100	
マツオカコーポレーション	500	2,076.00	1,038,000	
ワールド	2,700	1,455.00	3,928,500	
T I S	19,000	2,068.00	39,292,000	
J N S ホールディングス	700	638.00	446,600	
電算システム	600	3,435.00	2,061,000	
グリー	11,900	456.00	5,426,400	
コーワーテクモホールディングス	4,000	4,270.00	17,080,000	
三菱総合研究所	700	4,130.00	2,891,000	
ボルテージ	600	524.00	314,400	
電算	200	2,227.00	445,400	
A G S	900	842.00	757,800	
ファインデックス	1,600	1,254.00	2,006,400	
ブレインパッド	400	3,965.00	1,586,000	
K L a b	3,700	915.00	3,385,500	
ポールトゥワイン・ピットクルーホールディングス	2,300	903.00	2,076,900	
イーブックイニシアティブジャパン	300	3,040.00	912,000	
ネクソン	47,500	2,604.00	123,690,000	
アイスタイル	5,100	310.00	1,581,000	
エムアップホールディングス	500	3,330.00	1,665,000	
エイチーム	1,200	976.00	1,171,200	

エニグモ	1,900	1,610.00	3,059,000	
テクノスジャパン	1,300	770.00	1,001,000	
コロプラ	6,100	939.00	5,727,900	
ブロードリーフ	9,400	507.00	4,765,800	
クロス・マーケティンググループ	600	334.00	200,400	
デジタルハーツホールディングス	1,000	1,011.00	1,011,000	
システム情報	1,300	1,215.00	1,579,500	
メディアドゥ	600	7,090.00	4,254,000	
じげん	4,800	348.00	1,670,400	
ブイキューブ	1,300	1,559.00	2,026,700	
エンカレッジ・テクノロジ	400	838.00	335,200	
サイバーリンクス	300	1,920.00	576,000	
フィックスターズ	2,100	1,030.00	2,163,000	
C A R T A H O L D I N G S	1,000	1,166.00	1,166,000	
オプティム	1,000	2,870.00	2,870,000	
セレス	500	1,935.00	967,500	
S H I F T	700	12,320.00	8,624,000	
特種東海製紙	1,100	4,520.00	4,972,000	
ティーガイア	1,800	2,041.00	3,673,800	
セック	300	3,050.00	915,000	
日本アジアグループ	2,000	292.00	584,000	
テクマトリックス	2,600	2,093.00	5,441,800	
プロシップ	400	1,534.00	613,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,500	2,191.00	9,859,500	
GMOペイメントゲートウェイ	4,000	10,540.00	42,160,000	
ザッパラス	1,100	407.00	447,700	
システムリサーチ	400	1,685.00	674,000	
インターネットイニシアティブ	2,900	4,190.00	12,151,000	
さくらインターネット	2,100	678.00	1,423,800	
ヴィンクス	500	1,269.00	634,500	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	300	8,020.00	2,406,000	
S R A ホールディングス	700	2,356.00	1,649,200	
システムインテグレータ	500	716.00	358,000	
朝日ネット	1,600	885.00	1,416,000	
e B A S E	2,300	1,183.00	2,720,900	
アバント	1,900	974.00	1,850,600	
アドソル日進	600	2,465.00	1,479,000	
フリービット	1,000	870.00	870,000	
コムチュア	2,200	2,505.00	5,511,000	
サイバーコム	300	1,815.00	544,500	
アステリア	1,100	709.00	779,900	
アイル	1,100	1,282.00	1,410,200	
王子ホールディングス	78,700	499.00	39,271,300	
日本製紙	8,400	1,341.00	11,264,400	
三菱製紙	2,600	355.00	923,000	

北越コーポレーション	10,900	374.00	4,076,600	
中越パルプ工業	700	1,443.00	1,010,100	
大王製紙	8,400	1,397.00	11,734,800	
阿波製紙	600	474.00	284,400	
マークラインズ	1,000	2,048.00	2,048,000	
メディカル・データ・ビジョン	1,400	1,777.00	2,487,800	
g u m i	2,700	1,051.00	2,837,700	
ショーケース	500	907.00	453,500	
モバイルファクトリー	400	1,215.00	486,000	
テラスカイ	600	4,305.00	2,583,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	700	1,240.00	868,000	
P C I ホールディングス	500	1,128.00	564,000	
パイプドHD	400	1,716.00	686,400	
アイビーシー	300	941.00	282,300	
ネオジャパン	300	2,831.00	849,300	
P R T I M E S	400	2,284.00	913,600	
ランドコンピュータ	200	1,037.00	207,400	
ダブルスタンダード	200	4,380.00	876,000	
オープンドア	900	1,475.00	1,327,500	
アカツキ	600	4,120.00	2,472,000	
ベネフィットジャパン	200	1,832.00	366,400	
U b i c o m ホールディングス	400	1,861.00	744,400	
L I N E	6,400	5,380.00	34,432,000	
カナミックネットワーク	1,800	751.00	1,351,800	
ノムラシステムコーポレーション	800	388.00	310,400	
レンゴー	18,000	779.00	14,022,000	
トーモク	1,000	1,704.00	1,704,000	
ザ・パック	1,400	2,856.00	3,998,400	
チェンジ	1,200	8,710.00	10,452,000	
シンクロ・フード	700	352.00	246,400	
オークネット	1,100	1,255.00	1,380,500	
セグエグループ	500	1,198.00	599,000	
エイトレッド	400	2,006.00	802,400	
AO I T Y O H O L D I N G S	1,600	419.00	670,400	
マクロミル	3,900	804.00	3,135,600	
ビーグリー	500	1,489.00	744,500	
オロ	400	3,130.00	1,252,000	
ユーザーローカル	200	4,530.00	906,000	
テモナ	500	1,353.00	676,500	
ニーズウェル	400	730.00	292,000	
サインポスト	300	1,283.00	384,900	
昭和電工	14,400	1,990.00	28,656,000	
住友化学	138,500	376.00	52,076,000	
住友精化	700	3,320.00	2,324,000	
日産化学	10,400	5,510.00	57,304,000	
ラサ工業	600	1,769.00	1,061,400	

クレハ	1,600	4,730.00	7,568,000	
多木化学	600	6,150.00	3,690,000	
ティカ	1,200	1,442.00	1,730,400	
石原産業	3,300	764.00	2,521,200	
片倉コーポアグリ	400	1,254.00	501,600	
日本曹達	2,900	3,095.00	8,975,500	
東ソー	29,000	1,772.00	51,388,000	
トクヤマ	5,400	2,703.00	14,596,200	
セントラル硝子	3,900	2,201.00	8,583,900	
東亞合成	11,700	1,116.00	13,057,200	
大阪ソーダ	1,900	2,616.00	4,970,400	
関東電化工業	4,500	771.00	3,469,500	
デンカ	6,900	3,220.00	22,218,000	
イビデン	11,900	3,545.00	42,185,500	
信越化学工業	32,400	13,880.00	449,712,000	
日本カーバイド工業	500	1,233.00	616,500	
堺化学工業	1,200	2,071.00	2,485,200	
第一稀元素化学工業	2,100	814.00	1,709,400	
エア・ウォーター	17,700	1,496.00	26,479,200	
大陽日酸	18,200	1,830.00	33,306,000	
日本化学工業	600	2,367.00	1,420,200	
東邦アセチレン	100	1,260.00	126,000	
日本パーカライジング	9,500	998.00	9,481,000	
高圧ガス工業	2,600	842.00	2,189,200	
チタン工業	300	1,739.00	521,700	
四国化成工業	2,800	1,153.00	3,228,400	
戸田工業	400	2,480.00	992,000	
ステラ ケミファ	1,000	2,980.00	2,980,000	
保土谷化学工業	600	4,795.00	2,877,000	
日本触媒	3,000	5,790.00	17,370,000	
大日精化工業	1,400	2,267.00	3,173,800	
カネカ	5,000	2,938.00	14,690,000	
協和キリン	19,300	2,839.00	54,792,700	
三菱瓦斯化学	17,400	1,969.00	34,260,600	
三井化学	17,300	2,699.00	46,692,700	
J S R	17,800	2,476.00	44,072,800	
東京応化工業	3,300	5,200.00	17,160,000	
大阪有機化学工業	1,900	2,602.00	4,943,800	
三菱ケミカルホールディングス	125,700	661.00	83,087,700	
K H ネオケム	3,300	2,586.00	8,533,800	
ダイセル	24,600	820.00	20,172,000	
住友ベークライト	3,000	3,115.00	9,345,000	
積水化学工業	40,300	1,728.00	69,638,400	
日本ゼオン	16,800	1,184.00	19,891,200	
アイカ工業	5,500	3,720.00	20,460,000	
宇部興産	9,400	1,959.00	18,414,600	
積水樹脂	3,300	2,186.00	7,213,800	

タキロンシーアイ	4,000	705.00	2,820,000	
旭有機材	1,100	1,294.00	1,423,400	
ニチバン	900	1,634.00	1,470,600	
リケンテクノス	4,400	400.00	1,760,000	
大倉工業	700	1,550.00	1,085,000	
積水化成品工業	2,200	574.00	1,262,800	
群栄化学工業	400	2,384.00	953,600	
タイガースポリマー	1,100	416.00	457,600	
ミライアル	600	1,013.00	607,800	
ダイキアクシス	500	851.00	425,500	
ダイキヨーニシカワ	3,500	587.00	2,054,500	
竹本容器	500	977.00	488,500	
森六ホールディングス	400	1,862.00	744,800	
日本化薬	11,900	980.00	11,662,000	
カーリットホールディングス	2,000	503.00	1,006,000	
E P S ホールディングス	2,400	1,037.00	2,488,800	
ソルクシーズ	600	929.00	557,400	
レッグス	400	971.00	388,400	
プレステージ・インターナショナル	7,000	924.00	6,468,000	
フェイス	600	999.00	599,400	
プロトコールレーション	1,900	1,225.00	2,327,500	
ハイマックス	100	2,301.00	230,100	
アミューズ	1,000	2,473.00	2,473,000	
野村総合研究所	26,800	2,811.00	75,334,800	
ドリームインキュベータ	500	1,460.00	730,000	
サイバネットシステム	1,400	818.00	1,145,200	
クイック	1,000	1,251.00	1,251,000	
T A C	1,400	230.00	322,000	
C E ホールディングス	1,100	546.00	600,600	
ケネディクス	17,100	535.00	9,148,500	
日本システム技術	200	1,617.00	323,400	
電通グループ	20,600	3,040.00	62,624,000	
インテージホールディングス	2,300	906.00	2,083,800	
ティクアンドギヴ・ニーズ	600	597.00	358,200	
東邦システムサイエンス	400	964.00	385,600	
ぴあ	400	3,470.00	1,388,000	
イオンファンタジー	600	1,738.00	1,042,800	
ソースネクスト	9,000	288.00	2,592,000	
シーティーエス	2,100	995.00	2,089,500	
ネクシーズグループ	500	941.00	470,500	
インフォコム	2,100	3,705.00	7,780,500	
メディカルシステムネットワーク	1,800	475.00	855,000	
日本精化	1,400	1,550.00	2,170,000	
扶桑化学工業	2,000	3,515.00	7,030,000	
トリケミカル研究所	400	11,230.00	4,492,000	
H E R O Z	200	3,625.00	725,000	
ラクスル	1,400	3,595.00	5,033,000	

F I G	2,000	238.00	476,000	
システムサポート	400	1,662.00	664,800	
A D E K A	8,600	1,552.00	13,347,200	
日油	7,000	4,160.00	29,120,000	
ミヨシ油脂	500	1,148.00	574,000	
新日本理化	3,300	161.00	531,300	
ハリマ化成グループ	1,300	992.00	1,289,600	
イーソル	900	1,183.00	1,064,700	
アルテリア・ネットワークス	2,200	1,814.00	3,990,800	
東海ソフト	200	1,222.00	244,400	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	200	1,148.00	229,600	
花王	45,900	8,021.00	368,163,900	
第一工業製薬	700	4,475.00	3,132,500	
石原ケミカル	500	2,137.00	1,068,500	
日華化学	500	870.00	435,000	
ニイタカ	500	3,010.00	1,505,000	
三洋化成工業	1,100	4,985.00	5,483,500	
武田薬品工業	160,200	3,868.00	619,653,600	
アステラス製薬	167,300	1,610.00	269,353,000	
大日本住友製薬	14,200	1,348.00	19,141,600	
塩野義製薬	24,200	5,798.00	140,311,600	
わかもと製薬	3,300	266.00	877,800	
あすか製薬	2,200	1,267.00	2,787,400	
日本新薬	5,000	8,600.00	43,000,000	
ビオフェルミン製薬	200	2,397.00	479,400	
中外製薬	60,100	4,709.00	283,010,900	
科研製薬	3,300	4,720.00	15,576,000	
エーザイ	23,100	9,231.00	213,236,100	
理研ビタミン	1,900	2,145.00	4,075,500	
ロート製薬	9,900	3,475.00	34,402,500	
小野薬品工業	44,200	3,220.00	142,324,000	
久光製薬	5,100	5,100.00	26,010,000	
有機合成薬品工業	3,100	344.00	1,066,400	
持田製薬	2,700	3,940.00	10,638,000	
参天製薬	35,700	2,034.00	72,613,800	
扶桑薬品工業	500	2,700.00	1,350,000	
日本ケミファ	200	2,524.00	504,800	
ツムラ	5,900	3,095.00	18,260,500	
日医工	5,500	1,207.00	6,638,500	
テルモ	54,400	4,295.00	233,648,000	
H. U. グループホールディングス	5,100	2,657.00	13,550,700	
キッセイ薬品工業	3,300	2,331.00	7,692,300	
生化学工業	3,700	1,131.00	4,184,700	
栄研化学	3,300	1,991.00	6,570,300	
日水製薬	700	1,140.00	798,000	
鳥居薬品	1,300	2,851.00	3,706,300	

J C R ファーマ	1,300	11,660.00	15,158,000	
東和薬品	2,400	2,120.00	5,088,000	
富士製薬工業	1,100	1,161.00	1,277,100	
沢井製薬	4,000	5,480.00	21,920,000	
ゼリア新薬工業	3,400	2,005.00	6,817,000	
第一三共	55,000	9,464.00	520,520,000	
キヨーリン製薬ホールディングス	4,300	2,123.00	9,128,900	
大幸薬品	2,600	2,360.00	6,136,000	
ダイト	1,100	3,340.00	3,674,000	
大塚ホールディングス	39,900	4,515.00	180,148,500	
大正製薬ホールディングス	4,200	6,630.00	27,846,000	
ペプチドリーム	9,900	4,250.00	42,075,000	
大日本塗料	1,900	919.00	1,746,100	
日本ペイントホールディングス	15,500	9,240.00	143,220,000	
関西ペイント	21,200	2,595.00	55,014,000	
神東塗料	2,100	180.00	378,000	
中国塗料	5,300	1,004.00	5,321,200	
日本特殊塗料	1,200	936.00	1,123,200	
藤倉化成	1,900	530.00	1,007,000	
太陽ホールディングス	1,400	5,620.00	7,868,000	
D I C	7,800	2,655.00	20,709,000	
サカタインクス	4,200	1,077.00	4,523,400	
東洋インキ S C ホールディングス	3,900	1,967.00	7,671,300	
T & K T O K A	1,200	800.00	960,000	
アルプラス技研	1,600	1,884.00	3,014,400	
ダイオーズ	200	1,048.00	209,600	
日本空調サービス	1,600	738.00	1,180,800	
オリエンタルランド	19,500	14,730.00	287,235,000	
フォーカスシステムズ	1,000	875.00	875,000	
ダスキン	4,500	2,799.00	12,595,500	
パーク 2 4	10,200	1,816.00	18,523,200	
明光ネットワークジャパン	2,400	733.00	1,759,200	
ファルコホールディングス	1,000	1,516.00	1,516,000	
クレスコ	1,100	1,257.00	1,382,700	
フジ・メディア・ホールディングス	18,100	1,045.00	18,914,500	
ラウンドワン	5,100	871.00	4,442,100	
リゾートトラスト	8,400	1,634.00	13,725,600	
オービック	6,400	18,190.00	116,416,000	
ジャストシステム	3,100	7,040.00	21,824,000	
T D C ソフト	1,300	935.00	1,215,500	
Z ホールディングス	261,100	634.00	165,537,400	
ビー・エム・エル	2,400	2,913.00	6,991,200	
トレンドマイクロ	10,000	6,390.00	63,900,000	
りらいあコミュニケーションズ	3,400	1,267.00	4,307,800	
I D ホールディングス	500	1,384.00	692,000	
リソー教育	8,000	283.00	2,264,000	
日本オラクル	3,900	11,860.00	46,254,000	

早稲田アカデミー	900	969.00	872, 100	
アルファシステムズ	500	3, 705.00	1, 852, 500	
フューチャー	2, 200	1, 977.00	4, 349, 400	
C A C Holdings	1, 100	1, 311.00	1, 442, 100	
S Bテクノロジー	600	3, 110.00	1, 866, 000	
トーセ	400	907.00	362, 800	
ユー・エス・エス	20, 400	1, 828.00	37, 291, 200	
オービックビジネスコンサルタント	2, 000	5, 800.00	11, 600, 000	
伊藤忠テクノソリューションズ	8, 600	3, 860.00	33, 196, 000	
アイテイフォー	2, 200	812.00	1, 786, 400	
東京個別指導学院	600	547.00	328, 200	
東計電算	200	4, 440.00	888, 000	
サイバーエージェント	11, 400	5, 530.00	63, 042, 000	
楽天	86, 000	1, 094.00	94, 084, 000	
エックスネット	200	970.00	194, 000	
クリーク・アンド・リバー社	900	1, 273.00	1, 145, 700	
ティー・オー・ダブリュー	2, 100	320.00	672, 000	
大塚商会	10, 200	5, 130.00	52, 326, 000	
サイボウズ	2, 300	3, 025.00	6, 957, 500	
ソフトブレーン	1, 100	867.00	953, 700	
山田コンサルティンググループ	1, 100	1, 111.00	1, 222, 100	
セントラルスポーツ	500	2, 424.00	1, 212, 000	
パラカ	400	1, 760.00	704, 000	
電通国際情報サービス	1, 100	5, 650.00	6, 215, 000	
ACCESS	2, 000	927.00	1, 854, 000	
デジタルガレージ	3, 300	3, 275.00	10, 807, 500	
イーエムシステムズ	2, 800	845.00	2, 366, 000	
ウェザーニューズ	600	5, 240.00	3, 144, 000	
C I J	1, 100	854.00	939, 400	
ビジネスエンジニアリング	200	3, 245.00	649, 000	
日本エンタープライズ	2, 700	292.00	788, 400	
WOWOW	900	2, 794.00	2, 514, 600	
スカラ	1, 100	755.00	830, 500	
インテリジェント ウェイブ	1, 100	744.00	818, 400	
フルキャストホールディングス	1, 900	1, 655.00	3, 144, 500	
エン・ジャパン	3, 300	3, 010.00	9, 933, 000	
富士フィルムホールディングス	37, 000	4, 999.00	184, 963, 000	
コニカミノルタ	41, 200	324.00	13, 348, 800	
資生堂	38, 100	6, 167.00	234, 962, 700	
ライオン	24, 900	2, 227.00	55, 452, 300	
高砂香料工業	1, 100	2, 065.00	2, 271, 500	
マンダム	4, 300	1, 827.00	7, 856, 100	
ミルボン	2, 700	5, 650.00	15, 255, 000	
ファンケル	7, 800	3, 615.00	28, 197, 000	
コーワー	3, 500	12, 690.00	44, 415, 000	
コタ	1, 100	1, 260.00	1, 386, 000	
シーボン	200	1, 853.00	370, 600	

ポーラ・オルビスホールディングス	8,200	2,011.00	16,490,200	
ノエビアホールディングス	1,600	5,030.00	8,048,000	
アジュバンコスメジャパン	500	988.00	494,000	
エステー	1,200	2,147.00	2,576,400	
アグロ カネショウ	600	1,615.00	969,000	
コニシ	3,100	1,464.00	4,538,400	
長谷川香料	3,300	2,051.00	6,768,300	
星光PMC	1,100	672.00	739,200	
小林製薬	5,400	9,650.00	52,110,000	
荒川化学工業	1,800	1,243.00	2,237,400	
メック	1,400	1,812.00	2,536,800	
日本高純度化学	400	2,692.00	1,076,800	
タカラバイオ	5,100	2,773.00	14,142,300	
J C U	2,400	3,380.00	8,112,000	
新田ゼラチン	1,200	683.00	819,600	
O A Tアグリオ	200	1,167.00	233,400	
デクセリアルズ	5,100	1,093.00	5,574,300	
アース製薬	1,400	7,750.00	10,850,000	
北興化学工業	1,800	706.00	1,270,800	
大成ラミック	500	2,645.00	1,322,500	
クミアイ化学工業	8,200	1,007.00	8,257,400	
日本農薬	3,900	499.00	1,946,100	
富士興産	1,100	660.00	726,000	
ニチレキ	2,300	1,663.00	3,824,900	
ユシロ化学工業	1,000	1,315.00	1,315,000	
ビーピー・カストロール	500	1,194.00	597,000	
富士石油	6,000	187.00	1,122,000	
MORESCO	500	958.00	479,000	
出光興産	21,200	2,364.00	50,116,800	
ENEOSホールディングス	293,400	411.00	120,587,400	
コスモエネルギーホールディングス	5,400	1,620.00	8,748,000	
横浜ゴム	11,000	1,728.00	19,008,000	
TOYO TIRE	10,100	1,808.00	18,260,800	
ブリヂストン	51,100	3,442.00	175,886,200	
住友ゴム工業	17,300	1,027.00	17,767,100	
藤倉コンポジット	1,900	356.00	676,400	
オカモト	1,100	4,230.00	4,653,000	
アキレス	1,300	1,764.00	2,293,200	
フコク	900	655.00	589,500	
ニッタ	2,100	2,320.00	4,872,000	
クリエートメディック	500	1,005.00	502,500	
住友理工	3,700	585.00	2,164,500	
三ツ星ベルト	2,400	1,683.00	4,039,200	
バンドー化学	2,900	605.00	1,754,500	
AGC	17,600	3,230.00	56,848,000	
日本板硝子	8,800	438.00	3,854,400	
石塚硝子	400	1,885.00	754,000	

有沢製作所	3,200	954.00	3,052,800	
日本山村硝子	400	889.00	355,600	
日本電気硝子	7,500	2,130.00	15,975,000	
オハラ	900	1,053.00	947,700	
住友大阪セメント	3,500	3,590.00	12,565,000	
太平洋セメント	12,200	2,889.00	35,245,800	
リソルホールディングス	100	3,435.00	343,500	
日本ヒューム	1,900	801.00	1,521,900	
日本コンクリート工業	4,500	300.00	1,350,000	
三谷セキサン	900	6,130.00	5,517,000	
アジアパイルホールディングス	2,700	474.00	1,279,800	
東海カーボン	20,100	1,063.00	21,366,300	
日本カーボン	1,000	3,685.00	3,685,000	
東洋炭素	1,100	1,723.00	1,895,300	
ノリタケカンパニーリミテド	1,000	3,415.00	3,415,000	
TOTO	13,600	4,740.00	64,464,000	
日本碍子	23,300	1,598.00	37,233,400	
日本特殊陶業	14,600	1,932.00	28,207,200	
MARUWA	700	9,320.00	6,524,000	
品川リフラクトリーズ	400	2,434.00	973,600	
黒崎播磨	300	3,175.00	952,500	
ヨータイ	1,800	705.00	1,269,000	
イソライト工業	1,000	460.00	460,000	
東京窯業	2,300	339.00	779,700	
ニッカトー	600	683.00	409,800	
フジミインコーポレーテッド	1,900	3,580.00	6,802,000	
クニミネ工業	1,000	984.00	984,000	
エーアンドエーマテリアル	300	1,074.00	322,200	
ニチアス	5,200	2,515.00	13,078,000	
日本製鉄	84,700	1,164.00	98,590,800	
神戸製鋼所	36,600	441.00	16,140,600	
中山製鋼所	2,800	346.00	968,800	
合同製鐵	1,000	2,127.00	2,127,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	51,900	880.00	45,672,000	
東京製鐵	9,400	748.00	7,031,200	
共英製鋼	2,200	1,390.00	3,058,000	
大和工業	4,000	2,615.00	10,460,000	
東京鐵鋼	900	1,633.00	1,469,700	
大阪製鐵	900	1,108.00	997,200	
淀川製鋼所	2,600	1,855.00	4,823,000	
丸一鋼管	6,100	2,817.00	17,183,700	
モリ工業	500	2,271.00	1,135,500	
大同特殊鋼	3,100	3,400.00	10,540,000	
日本高周波鋼業	1,400	349.00	488,600	
日本冶金工業	1,600	1,649.00	2,638,400	
山陽特殊製鋼	1,400	995.00	1,393,000	

愛知製鋼	1,000	2,650.00	2,650,000	
日立金属	20,700	1,669.00	34,548,300	
日本金属	300	610.00	183,000	
大太平洋金属	1,300	1,784.00	2,319,200	
新日本電工	12,800	207.00	2,649,600	
栗本鐵工所	1,000	1,962.00	1,962,000	
虹 技	200	1,331.00	266,200	
日本製鋼所	5,800	1,572.00	9,117,600	
三菱製鋼	1,000	576.00	576,000	
日亜鋼業	2,900	284.00	823,600	
日本精線	300	3,270.00	981,000	
エンビプロ・ホールディングス	700	594.00	415,800	
大紀アルミニウム工業所	2,900	568.00	1,647,200	
日本軽金属ホールディングス	47,000	189.00	8,883,000	
三井金属鉱業	5,200	2,765.00	14,378,000	
東邦亜鉛	1,000	1,998.00	1,998,000	
三菱マテリアル	12,700	2,326.00	29,540,200	
住友金属鉱山	24,500	3,543.00	86,803,500	
DOWAホールディングス	5,000	3,415.00	17,075,000	
古河機械金属	3,300	1,116.00	3,682,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,100	997.00	2,093,700	
東邦チタニウム	3,400	734.00	2,495,600	
U A C J	3,000	2,061.00	6,183,000	
C Kサンエツ	300	3,315.00	994,500	
古河電気工業	5,900	2,566.00	15,139,400	
住友電気工業	71,000	1,277.50	90,702,500	
フジクラ	23,800	313.00	7,449,400	
昭和電線ホールディングス	2,400	1,112.00	2,668,800	
東京特殊電線	300	2,349.00	704,700	
タツタ電線	3,900	619.00	2,414,100	
カナレ電気	300	1,675.00	502,500	
平河ヒューテック	900	963.00	866,700	
リヨービ	2,200	1,194.00	2,626,800	
アーレスティ	2,600	342.00	889,200	
アサヒホールディングス	3,300	3,520.00	11,616,000	
東洋製罐グループホールディングス	12,200	1,152.00	14,054,400	
ホッカンホールディングス	700	1,520.00	1,064,000	
コロナ	900	1,012.00	910,800	
横河プリッジホールディングス	3,400	1,914.00	6,507,600	
O S J B ホールディングス	9,800	233.00	2,283,400	
駒井ハルテック	300	1,514.00	454,200	
高田機工	100	2,467.00	246,700	
三和ホールディングス	17,500	1,158.00	20,265,000	
文化シヤッター	5,500	779.00	4,284,500	
三協立山	2,600	981.00	2,550,600	
アルインコ	1,200	964.00	1,156,800	
東洋シヤッター	400	754.00	301,600	

L I X I L グループ	28,000	1,999.00	55,972,000	
日本ファイルコン	1,300	553.00	718,900	
ノーリツ	3,900	1,407.00	5,487,300	
長府製作所	2,000	2,061.00	4,122,000	
リンナイ	3,700	9,940.00	36,778,000	
ユニプレス	3,700	948.00	3,507,600	
ダイニチ工業	1,000	704.00	704,000	
日東精工	2,400	452.00	1,084,800	
三洋工業	100	1,946.00	194,600	
岡部	3,500	785.00	2,747,500	
ジーテクト	2,200	1,264.00	2,780,800	
東プレ	3,300	1,255.00	4,141,500	
高周波熱鍊	3,300	514.00	1,696,200	
東京製綱	1,300	532.00	691,600	
サンコール	1,200	429.00	514,800	
モリテックスチール	1,300	299.00	388,700	
パイオラックス	2,800	1,600.00	4,480,000	
エイチワン	1,800	601.00	1,081,800	
日本発条	20,300	721.00	14,636,300	
中央発條	100	2,741.00	274,100	
アドバネクス	200	1,443.00	288,600	
三浦工業	8,300	4,285.00	35,565,500	
タクマ	6,300	1,684.00	10,609,200	
テクノプロ・ホールディングス	3,500	6,140.00	21,490,000	
アトラ	600	285.00	171,000	
インターワークス	200	349.00	69,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	700	12,300.00	8,610,000	
K e e P e r 技研	700	2,808.00	1,965,600	
ファーストロジック	500	786.00	393,000	
三機サービス	300	1,125.00	337,500	
G u n o s y	1,100	910.00	1,001,000	
デザインワン・ジャパン	1,300	288.00	374,400	
イー・ガーディアン	700	3,025.00	2,117,500	
リブセンス	1,900	284.00	539,600	
ジャパンマテリアル	5,700	1,417.00	8,076,900	
ベクトル	2,400	961.00	2,306,400	
ウチヤマホールディングス	1,000	304.00	304,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,600	1,036.00	1,657,600	
キャリアリンク	1,000	858.00	858,000	
I B J	1,300	1,047.00	1,361,100	
アサンテ	500	1,540.00	770,000	
N・フィールド	1,300	643.00	835,900	
バリューHR	700	1,511.00	1,057,700	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,400	3,910.00	5,474,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	700	2,379.00	1,665,300	

E R I ホールディングス	200	621.00	124, 200	
アビスト	100	3, 165.00	316, 500	
シグマクシス	1, 300	1, 516.00	1, 970, 800	
ウィルグループ	1, 000	813.00	813, 000	
エスクロー・エージェント・ジャパン	2, 600	304.00	790, 400	
リクルートホールディングス	132, 000	4, 146.00	547, 272, 000	
エラン	1, 100	2, 443.00	2, 687, 300	
ツガミ	4, 200	1, 233.00	5, 178, 600	
オークマ	2, 300	5, 320.00	12, 236, 000	
芝浦機械	2, 200	2, 229.00	4, 903, 800	
アマダ	23, 700	1, 020.00	24, 174, 000	
アイダエンジニアリング	5, 100	712.00	3, 631, 200	
滝澤鉄工所	400	1, 044.00	417, 600	
F U J I	8, 300	1, 893.00	15, 711, 900	
牧野フライス製作所	2, 300	4, 035.00	9, 280, 500	
オーエスジー	8, 800	1, 683.00	14, 810, 400	
ダイジェット工業	200	1, 407.00	281, 400	
旭ダイヤモンド工業	5, 200	511.00	2, 657, 200	
DMG森精機	12, 000	1, 554.00	18, 648, 000	
ソディック	4, 500	757.00	3, 406, 500	
ディスコ	2, 700	23, 810.00	64, 287, 000	
日東工器	900	1, 996.00	1, 796, 400	
日進工具	700	2, 296.00	1, 607, 200	
パンチ工業	2, 000	413.00	826, 000	
富士ダイス	700	661.00	462, 700	
土木管理総合試験所	700	366.00	256, 200	
ネットマーケティング	1, 000	603.00	603, 000	
日本郵政	150, 500	764.90	115, 117, 450	
ベルシステム24ホールディングス	3, 100	1, 679.00	5, 204, 900	
鎌倉新書	1, 300	865.00	1, 124, 500	
S M N	400	890.00	356, 000	
一蔵	500	390.00	195, 000	
L I T A L I C O	600	2, 731.00	1, 638, 600	
グローバルキッズC O M P A N Y	400	735.00	294, 000	
エアトリ	900	1, 410.00	1, 269, 000	
アトラエ	500	2, 999.00	1, 499, 500	
ストライク	600	4, 560.00	2, 736, 000	
ソラスト	5, 100	1, 300.00	6, 630, 000	
セラク	600	1, 704.00	1, 022, 400	
インソース	700	2, 654.00	1, 857, 800	
豊田自動織機	15, 600	6, 630.00	103, 428, 000	
豊和工業	1, 100	828.00	910, 800	
O K K	1, 000	400.00	400, 000	
東洋機械金属	1, 200	405.00	486, 000	
津田駒工業	400	794.00	317, 600	
エンシュウ	400	930.00	372, 000	
島精機製作所	3, 000	1, 655.00	4, 965, 000	

オptron	2,200	2,077.00	4,569,400	
N C ホールディングス	1,000	608.00	608,000	
イワキ	1,200	930.00	1,116,000	
フリュー	2,000	1,091.00	2,182,000	
ヤマシンフィルタ	4,200	1,077.00	4,523,400	
日阪製作所	2,200	823.00	1,810,600	
やまびこ	3,400	1,260.00	4,284,000	
平田機工	900	5,910.00	5,319,000	
ペガサスミシン製造	1,600	301.00	481,600	
マルマエ	600	867.00	520,200	
タツモ	900	1,354.00	1,218,600	
ナブテスコ	11,300	3,530.00	39,889,000	
三井海洋開発	2,000	1,792.00	3,584,000	
レオン自動機	1,900	1,108.00	2,105,200	
S M C	6,000	57,200.00	343,200,000	
ホソカワミクロン	600	5,930.00	3,558,000	
ユニオンツール	700	3,085.00	2,159,500	
オイレス工業	2,400	1,480.00	3,552,000	
日精エー・エス・ビー機械	500	4,200.00	2,100,000	
サトーホールディングス	2,800	2,056.00	5,756,800	
技研製作所	1,800	3,800.00	6,840,000	
日本エアーテック	700	1,290.00	903,000	
カワタ	400	990.00	396,000	
日精樹脂工業	1,600	856.00	1,369,600	
オカダアイヨン	500	1,004.00	502,000	
ワイエイシイホールディングス	900	670.00	603,000	
小松製作所	86,900	2,385.50	207,299,950	
住友重機械工業	10,800	2,513.00	27,140,400	
日立建機	7,600	3,710.00	28,196,000	
日工	2,900	704.00	2,041,600	
巴工業	700	1,885.00	1,319,500	
井関農機	1,900	1,309.00	2,487,100	
T O W A	2,200	1,075.00	2,365,000	
丸山製作所	500	1,320.00	660,000	
北川鉄工所	600	1,484.00	890,400	
シンニッタン	2,200	214.00	470,800	
ローツェ	900	4,615.00	4,153,500	
タカキタ	500	699.00	349,500	
クボタ	102,300	1,929.00	197,336,700	
桂原実業	500	2,777.00	1,388,500	
三菱化工機	600	1,771.00	1,062,600	
月島機械	3,400	1,238.00	4,209,200	
帝国電機製作所	1,800	1,103.00	1,985,400	
東京機械製作所	1,200	282.00	338,400	
新東工業	4,300	735.00	3,160,500	
澁谷工業	1,800	3,395.00	6,111,000	
アイチコーポレーション	3,300	840.00	2,772,000	

小森コーポレーション	4,800	764.00	3,667,200	
鶴見製作所	1,300	1,803.00	2,343,900	
住友精密工業	300	2,247.00	674,100	
日本ギア工業	700	289.00	202,300	
酒井重工業	300	2,367.00	710,100	
荏原製作所	7,900	2,813.00	22,222,700	
石井鐵工所	200	2,666.00	533,200	
西島製作所	1,900	810.00	1,539,000	
北越工業	2,000	1,051.00	2,102,000	
ダイキン工業	24,600	19,485.00	479,331,000	
オルガノ	700	5,620.00	3,934,000	
トヨーカネツ	900	2,319.00	2,087,100	
栗田工業	10,400	3,375.00	35,100,000	
椿本チェイン	2,700	2,468.00	6,663,600	
大同工業	600	578.00	346,800	
日機装	5,700	1,093.00	6,230,100	
木村化工機	2,000	420.00	840,000	
レイズネクスト	3,200	1,280.00	4,096,000	
アネスト岩田	3,000	833.00	2,499,000	
ダイフク	9,900	9,300.00	92,070,000	
サムコ	500	2,699.00	1,349,500	
加藤製作所	1,100	1,132.00	1,245,200	
油研工業	300	1,468.00	440,400	
タグノ	9,400	843.00	7,924,200	
フジテック	7,000	2,250.00	15,750,000	
C K D	5,500	1,533.00	8,431,500	
キトー	1,300	1,240.00	1,612,000	
平和	5,400	1,807.00	9,757,800	
理想科学工業	1,800	1,529.00	2,752,200	
SANKYO	4,300	2,960.00	12,728,000	
日本金銭機械	2,200	571.00	1,256,200	
マースグループホールディングス	1,100	1,682.00	1,850,200	
フクシマガリレイ	1,100	3,500.00	3,850,000	
オーライズミ	1,000	374.00	374,000	
ダイコク電機	900	1,071.00	963,900	
竹内製作所	3,300	2,256.00	7,444,800	
アマノ	5,000	2,294.00	11,470,000	
JUKI	2,800	476.00	1,332,800	
蛇の目ミシン工業	1,800	642.00	1,155,600	
プラザー工業	23,400	1,774.00	41,511,600	
マックス	3,100	1,558.00	4,829,800	
モリタホールディングス	3,300	1,938.00	6,395,400	
グローリー	5,000	2,287.00	11,435,000	
新晃工業	1,900	1,422.00	2,701,800	
大和冷機工業	2,600	913.00	2,373,800	
セガサミーホールディングス	19,200	1,259.00	24,172,800	
日本ピストンリング	500	1,015.00	507,500	

リケン	600	2,645.00	1,587,000	
T P R	2,600	1,369.00	3,559,400	
ツバキ・ナカシマ	3,200	907.00	2,902,400	
ホシザキ	6,100	8,100.00	49,410,000	
大豊工業	1,300	558.00	725,400	
日本精工	36,200	894.00	32,362,800	
N T N	45,100	228.00	10,282,800	
ジェイテクト	18,300	910.00	16,653,000	
不二越	1,900	3,640.00	6,916,000	
ミネベアミツミ	35,700	2,064.00	73,684,800	
日本トムソン	5,900	413.00	2,436,700	
T H K	11,400	2,699.00	30,768,600	
ユーシン精機	1,600	713.00	1,140,800	
前澤給装工業	600	2,123.00	1,273,800	
イーグル工業	2,200	815.00	1,793,000	
前澤工業	1,100	472.00	519,200	
日本ピラー工業	2,100	1,512.00	3,175,200	
キッツ	7,500	616.00	4,620,000	
日立製作所	92,600	3,713.00	343,823,800	
三菱電機	193,100	1,482.50	286,270,750	
富士電機	11,600	3,525.00	40,890,000	
東洋電機製造	600	1,090.00	654,000	
安川電機	20,700	3,960.00	81,972,000	
シンフォニア テクノロジー	2,400	1,125.00	2,700,000	
明電舎	3,500	1,673.00	5,855,500	
オリジン	500	1,298.00	649,000	
山洋電気	900	4,845.00	4,360,500	
デンヨー	1,800	2,286.00	4,114,800	
ベイカレント・コンサルティング	1,100	11,470.00	12,617,000	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	400	1,805.00	722,000	
アイモバイル	900	886.00	797,400	
キャリアインデックス	900	477.00	429,300	
M S - J a p a n	400	809.00	323,600	
船場	100	923.00	92,300	
グレイステクノロジー	900	4,210.00	3,789,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	2,000	3,615.00	7,230,000	
フルテック	200	1,330.00	266,000	
G A M E W I T H	700	654.00	457,800	
ソウルドアウト	300	1,525.00	457,500	
M S & C o n s u l t i n g	200	706.00	141,200	
ミダック	400	2,052.00	820,800	
日総工産	1,100	827.00	909,700	
キュービーネットホールディングス	900	1,853.00	1,667,700	
R P A ホールディングス	1,300	812.00	1,055,600	
三櫻工業	2,800	618.00	1,730,400	

マキタ	24,900	4,755.00	118,399,500	
東芝テック	2,600	4,680.00	12,168,000	
芝浦メカトロニクス	300	3,000.00	900,000	
マブチモーター	5,300	4,010.00	21,253,000	
日本電産	46,100	9,329.00	430,066,900	
トレックス・セミコンダクター	1,100	1,198.00	1,317,800	
東光高岳	900	1,035.00	931,500	
ダイヘン	2,100	4,140.00	8,694,000	
ヤーマン	3,200	1,586.00	5,075,200	
JVCケンウッド	16,000	163.00	2,608,000	
ミマキエンジニアリング	1,800	390.00	702,000	
I-P EX	900	2,257.00	2,031,300	
日新電機	4,500	1,160.00	5,220,000	
大崎電気工業	3,700	611.00	2,260,700	
オムロン	17,300	8,060.00	139,438,000	
日東工業	2,800	1,964.00	5,499,200	
I DEC	2,800	1,884.00	5,275,200	
正興電機製作所	400	1,014.00	405,600	
不二電機工業	300	1,298.00	389,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,300	1,842.00	11,604,600	
サクサホールディングス	400	1,387.00	554,800	
メルコホールディングス	500	2,472.00	1,236,000	
テクノメディカ	300	1,789.00	536,700	
日本電気	23,400	5,620.00	131,508,000	
富士通	18,600	13,470.00	250,542,000	
沖電気工業	7,800	1,050.00	8,190,000	
岩崎通信機	700	832.00	582,400	
電気興業	900	2,549.00	2,294,100	
サンケン電気	2,300	2,443.00	5,618,900	
ナカヨ	300	1,375.00	412,500	
アイホン	900	1,417.00	1,275,300	
ルネサスエレクトロニクス	82,100	785.00	64,448,500	
セイコーホームズ	23,800	1,256.00	29,892,800	
ワコム	13,100	681.00	8,921,100	
アルバック	3,400	3,890.00	13,226,000	
アクセル	1,000	871.00	871,000	
EIZO	1,400	3,870.00	5,418,000	
日本信号	5,000	1,050.00	5,250,000	
京三製作所	4,700	493.00	2,317,100	
能美防災	2,700	2,175.00	5,872,500	
ホーチキ	1,300	1,209.00	1,571,700	
星和電機	900	577.00	519,300	
エレコム	2,200	4,890.00	10,758,000	
パナソニック	220,800	983.70	217,200,960	
シャープ	22,300	1,335.00	29,770,500	
アンリツ	12,500	2,273.00	28,412,500	
富士通ゼネラル	5,300	2,895.00	15,343,500	

ソニー	120, 400	8, 216. 00	989, 206, 400	
T D K	9, 200	11, 760. 00	108, 192, 000	
帝国通信工業	400	1, 187. 00	474, 800	
タムラ製作所	6, 200	559. 00	3, 465, 800	
アルプラスアルパイン	16, 800	1, 680. 00	28, 224, 000	
池上通信機	400	848. 00	339, 200	
鈴木	1, 000	685. 00	685, 000	
日本トリム	200	3, 775. 00	755, 000	
ローランド ディー. ジー.	1, 000	1, 346. 00	1, 346, 000	
フォスター電機	2, 100	1, 279. 00	2, 685, 900	
S MK	400	2, 596. 00	1, 038, 400	
ヨコオ	1, 300	2, 641. 00	3, 433, 300	
ホシデン	5, 200	966. 00	5, 023, 200	
ヒロセ電機	3, 000	12, 480. 00	37, 440, 000	
日本航空電子工業	4, 500	1, 417. 00	6, 376, 500	
T O A	1, 900	759. 00	1, 442, 100	
マクセルホールディングス	4, 500	1, 106. 00	4, 977, 000	
古野電気	2, 600	957. 00	2, 488, 200	
ユニデンホールディングス	500	1, 576. 00	788, 000	
スマダコーポレーション	1, 200	711. 00	853, 200	
アイコム	1, 100	2, 716. 00	2, 987, 600	
リオン	700	2, 287. 00	1, 600, 900	
本多通信工業	1, 400	436. 00	610, 400	
船井電機	2, 300	486. 00	1, 117, 800	
横河電機	17, 500	1, 788. 00	31, 290, 000	
新電元工業	600	2, 027. 00	1, 216, 200	
アズビル	12, 200	3, 410. 00	41, 602, 000	
東亜ディーケーケー	900	861. 00	774, 900	
日本光電工業	7, 900	3, 475. 00	27, 452, 500	
チノー	500	1, 345. 00	672, 500	
共和電業	1, 600	423. 00	676, 800	
日本電子材料	1, 000	1, 957. 00	1, 957, 000	
堀場製作所	3, 900	5, 720. 00	22, 308, 000	
アドバンテスト	14, 400	4, 915. 00	70, 776, 000	
小野測器	700	500. 00	350, 000	
エスペック	1, 800	1, 850. 00	3, 330, 000	
キーエンス	17, 400	44, 800. 00	779, 520, 000	
日置電機	900	3, 800. 00	3, 420, 000	
シスメックス	13, 600	9, 038. 00	122, 916, 800	
日本マイクロニクス	3, 300	1, 053. 00	3, 474, 900	
メガチップス	1, 900	2, 342. 00	4, 449, 800	
O B A R A G R O U P	1, 100	3, 745. 00	4, 119, 500	
I M A G I C A G R O U P	1, 600	397. 00	635, 200	
澤藤電機	200	1, 745. 00	349, 000	
デンソー	42, 500	4, 525. 00	192, 312, 500	
原田工業	900	887. 00	798, 300	
コーチェル	2, 800	900. 00	2, 520, 000	

イリゾ電子工業	1,600	4,285.00	6,856,000	
オプテックスグループ	3,100	1,410.00	4,371,000	
千代田インテグレ	700	1,547.00	1,082,900	
アイ・オー・データ機器	500	1,021.00	510,500	
レーザーテック	8,500	7,790.00	66,215,000	
スタンレー電気	13,500	3,145.00	42,457,500	
岩崎電気	700	1,447.00	1,012,900	
ウシオ電機	10,500	1,359.00	14,269,500	
岡谷電機産業	1,400	328.00	459,200	
ヘリオス テクノ ホールディング	1,600	296.00	473,600	
エノモト	600	1,044.00	626,400	
日本セラミック	1,900	2,677.00	5,086,300	
遠藤照明	700	629.00	440,300	
古河電池	1,300	1,065.00	1,384,500	
双信電機	1,100	411.00	452,100	
山一電機	1,400	1,369.00	1,916,600	
図研	1,300	2,557.00	3,324,100	
日本電子	3,900	3,040.00	11,856,000	
カシオ計算機	17,100	1,715.00	29,326,500	
ファナック	18,100	21,155.00	382,905,500	
日本シイエムケイ	4,500	496.00	2,232,000	
エンプラス	1,000	2,285.00	2,285,000	
大真空	900	1,646.00	1,481,400	
ローム	8,000	7,870.00	62,960,000	
浜松ホトニクス	13,700	4,950.00	67,815,000	
三井ハイテック	2,400	1,790.00	4,296,000	
新光電気工業	6,500	1,624.00	10,556,000	
京セラ	26,900	6,256.00	168,286,400	
協栄産業	300	1,374.00	412,200	
太陽誘電	8,800	3,065.00	26,972,000	
村田製作所	56,500	6,596.00	372,674,000	
双葉電子工業	2,900	899.00	2,607,100	
日東電工	13,300	6,620.00	88,046,000	
北陸電気工業	700	909.00	636,300	
東海理化電機製作所	5,100	1,611.00	8,216,100	
ニチコン	6,300	810.00	5,103,000	
日本ケミコン	1,600	1,518.00	2,428,800	
K O A	2,900	1,101.00	3,192,900	
日立造船	16,100	434.00	6,987,400	
三菱重工業	32,100	2,605.00	83,620,500	
川崎重工業	15,100	1,544.00	23,314,400	
I H I	13,700	1,550.00	21,235,000	
名村造船所	6,500	159.00	1,033,500	
サノヤスホールディングス	3,100	162.00	502,200	
スプリックス	400	916.00	366,400	
マネジメントソリューションズ	900	1,298.00	1,168,200	
a n d f a c t o r y	300	921.00	276,300	

カーブスホールディングス	5,000	680.00	3,400,000	
日本車輌製造	700	2,721.00	1,904,700	
三菱ロジスネクスト	2,700	999.00	2,697,300	
近畿車輌	300	1,309.00	392,700	
F P G	5,700	625.00	3,562,500	
島根銀行	1,600	633.00	1,012,800	
じもとホールディングス	13,100	114.00	1,493,400	
全国保証	5,300	4,020.00	21,306,000	
めぶきフィナンシャルグループ	98,900	256.00	25,318,400	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,700	1,200.00	3,240,000	
九州フィナンシャルグループ	42,000	482.00	20,244,000	
かんぽ生命保険	7,000	1,696.00	11,872,000	
ゆうちょ銀行	53,900	844.00	45,491,600	
富山第一銀行	3,200	302.00	966,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	108,500	375.00	40,687,500	
西日本フィナンシャルホールディングス	12,700	714.00	9,067,800	
マーキュリアインベストメント	900	660.00	594,000	
イントラスト	900	856.00	770,400	
日本モーゲージサービス	800	1,022.00	817,600	
C A S A	700	1,203.00	842,100	
アルヒ	3,000	1,622.00	4,866,000	
プレミアグループ	1,100	1,950.00	2,145,000	
日産自動車	228,000	416.00	94,848,000	
いすゞ自動車	55,600	1,034.50	57,518,200	
トヨタ自動車	214,400	6,955.00	1,491,152,000	
日野自動車	24,500	687.00	16,831,500	
三菱自動車工業	71,300	262.00	18,680,600	
エフテック	1,200	499.00	598,800	
レシップホールディングス	900	584.00	525,600	
G M B	100	632.00	63,200	
ファルテック	400	608.00	243,200	
武藏精密工業	4,200	1,121.00	4,708,200	
日産車体	4,200	957.00	4,019,400	
新明和工業	5,300	922.00	4,886,600	
極東開発工業	3,400	1,315.00	4,471,000	
日信工業	4,200	2,247.00	9,437,400	
トピー工業	1,600	1,180.00	1,888,000	
ティラド	400	1,265.00	506,000	
タチエス	3,200	885.00	2,832,000	
N O K	10,500	1,195.00	12,547,500	
フタバ産業	5,500	560.00	3,080,000	
K Y B	2,300	2,179.00	5,011,700	
市光工業	3,000	477.00	1,431,000	
大同メタル工業	3,500	542.00	1,897,000	
プレス工業	8,900	310.00	2,759,000	

ミクニ	2,100	276.00	579,600	
太平洋工業	3,900	1,011.00	3,942,900	
ケーヒン	4,700	2,595.00	12,196,500	
河西工業	2,700	376.00	1,015,200	
アイシン精機	15,700	3,620.00	56,834,000	
マツダ	56,500	695.00	39,267,500	
今仙電機製作所	1,800	681.00	1,225,800	
本田技研工業	151,700	2,668.50	404,811,450	
スズキ	38,100	4,555.00	173,545,500	
S U B A R U	59,700	2,216.00	132,295,200	
安永	900	1,049.00	944,100	
ヤマハ発動機	27,000	1,693.00	45,711,000	
ショーワ	4,700	2,295.00	10,786,500	
小糸製作所	11,500	5,550.00	63,825,000	
T B K	2,400	426.00	1,022,400	
エクセディ	2,700	1,407.00	3,798,900	
豊田合成	6,200	2,408.00	14,929,600	
愛三工業	3,100	483.00	1,497,300	
盟和産業	200	910.00	182,000	
日本プラスト	1,200	451.00	541,200	
ヨロズ	2,000	1,027.00	2,054,000	
エフ・シー・シー	3,200	2,064.00	6,604,800	
新家工業	200	1,073.00	214,600	
シマノ	7,100	21,260.00	150,946,000	
ティ・エス テック	4,500	3,265.00	14,692,500	
関西みらいフィナンシャルグループ	9,800	458.00	4,488,400	
三十三フィナンシャルグループ	1,900	1,358.00	2,580,200	
第四北越フィナンシャルグループ	3,300	2,106.00	6,949,800	
ジャムコ	900	691.00	621,900	
小野建	1,600	1,136.00	1,817,600	
はるやまホールディングス	700	722.00	505,400	
南陽	400	1,625.00	650,000	
ノジマ	3,300	2,859.00	9,434,700	
佐鳥電機	1,600	835.00	1,336,000	
カッパ・クリエイト	2,800	1,587.00	4,443,600	
エコートレーディング	1,300	553.00	718,900	
伯東	1,600	1,134.00	1,814,400	
コンドーテック	1,800	1,225.00	2,205,000	
中山福	2,200	470.00	1,034,000	
ライトオン	1,300	556.00	722,800	
ナガイレーベン	2,700	2,660.00	7,182,000	
ジーンズメイト	600	212.00	127,200	
三菱食品	2,200	2,755.00	6,061,000	
良品計画	24,900	1,730.00	43,077,000	
三城ホールディングス	600	283.00	169,800	
松田産業	1,600	1,496.00	2,393,600	
第一興商	2,900	3,420.00	9,918,000	

メディパルホールディングス	20,600	2,081.00	42,868,600	
アドヴァン	2,900	1,301.00	3,772,900	
S P K	1,100	1,332.00	1,465,200	
萩原電気ホールディングス	600	2,107.00	1,264,200	
アルビス	600	2,658.00	1,594,800	
アズワン	1,200	14,080.00	16,896,000	
スズデン	600	1,153.00	691,800	
尾家産業	700	1,480.00	1,036,000	
シモジマ	1,400	1,267.00	1,773,800	
ドウシシャ	2,000	2,036.00	4,072,000	
小津産業	700	1,798.00	1,258,600	
コナカ	2,000	294.00	588,000	
高速	1,200	1,512.00	1,814,400	
ハウス オブ ローゼ	100	1,612.00	161,200	
G-7 ホールディングス	1,100	2,814.00	3,095,400	
たけびし	700	1,497.00	1,047,900	
イオン北海道	2,600	800.00	2,080,000	
コジマ	3,200	542.00	1,734,400	
ヒマラヤ	400	899.00	359,600	
コーナン商事	2,700	3,685.00	9,949,500	
ネットワンシステムズ	7,200	4,190.00	30,168,000	
エコス	600	2,071.00	1,242,600	
ワタミ	2,300	1,117.00	2,569,100	
マルシェ	200	624.00	124,800	
リックス	500	1,528.00	764,000	
システムソフト	4,300	95.00	408,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	41,700	2,316.00	96,577,200	
丸文	2,000	489.00	978,000	
西松屋チェーン	4,300	1,247.00	5,362,100	
ゼンショーホールディングス	9,000	2,555.00	22,995,000	
ハピネット	1,800	1,320.00	2,376,000	
幸楽苑ホールディングス	1,200	1,742.00	2,090,400	
ハーフスレイ	200	980.00	196,000	
橋本総業ホールディングス	400	2,320.00	928,000	
日本ライフライン	5,700	1,404.00	8,002,800	
サイゼリヤ	3,000	2,076.00	6,228,000	
タカショ一	2,400	645.00	1,548,000	
V T ホールディングス	7,200	375.00	2,700,000	
マルカ	900	1,983.00	1,784,700	
アルゴグラフィックス	1,600	3,420.00	5,472,000	
魚力	400	1,882.00	752,800	
I DOM	5,500	557.00	3,063,500	
日本エム・ディ・エム	1,100	2,131.00	2,344,100	
フジ・コー ポレーション	400	2,228.00	891,200	
ユナイテッドアローズ	2,000	1,565.00	3,130,000	
進和	1,100	2,130.00	2,343,000	

エスケイジャパン	400	294.00	117,600	
ダイトロン	900	1,496.00	1,346,400	
ハイディ日高	2,800	1,836.00	5,140,800	
シークス	2,700	1,070.00	2,889,000	
京都きもの友禅	700	237.00	165,900	
コロワイド	6,200	1,847.00	11,451,400	
ピーシーデポコーポレーション	2,700	626.00	1,690,200	
田中商事	1,000	730.00	730,000	
オーハシテクニカ	1,200	1,413.00	1,695,600	
壱番屋	1,300	5,550.00	7,215,000	
白銅	700	1,225.00	857,500	
P L A N T	400	794.00	317,600	
スギホールディングス	3,900	7,420.00	28,938,000	
薬王堂ホールディングス	900	2,482.00	2,233,800	
島津製作所	23,000	3,255.00	74,865,000	
J M S	1,900	885.00	1,681,500	
長野計器	1,400	847.00	1,185,800	
ブイ・テクノロジー	900	4,055.00	3,649,500	
スター精密	3,000	1,403.00	4,209,000	
東京計器	1,100	929.00	1,021,900	
愛知時計電機	100	4,410.00	441,000	
インターアクション	1,000	1,769.00	1,769,000	
オーバル	1,900	221.00	419,900	
東京精密	3,400	3,185.00	10,829,000	
マニー	7,600	2,778.00	21,112,800	
ニコン	29,200	759.00	22,162,800	
トプコン	9,900	992.00	9,820,800	
オリンパス	106,700	2,083.00	222,256,100	
理研計器	1,400	2,687.00	3,761,800	
S C R E E N ホールディングス	3,300	5,250.00	17,325,000	
キヤノン電子	2,000	1,465.00	2,930,000	
タムロン	1,600	1,685.00	2,696,000	
HO Y A	38,100	10,545.00	401,764,500	
シード	700	666.00	466,200	
ノーリツ鋼機	1,200	1,560.00	1,872,000	
エー・アンド・ディ	1,800	650.00	1,170,000	
朝日インテック	21,800	3,095.00	67,471,000	
キヤノン	95,400	1,750.00	166,950,000	
リコー	48,700	762.00	37,109,400	
シチズン時計	22,200	313.00	6,948,600	
リズム時計工業	400	624.00	249,600	
大研医器	1,400	558.00	781,200	
ミニコン	2,800	6,540.00	18,312,000	
シンシア	400	392.00	156,800	
中本パックス	300	1,527.00	458,100	
スノーピーク	1,000	1,638.00	1,638,000	
パラマウントベッドホールディングス	2,100	4,240.00	8,904,000	

トランザクション	1,100	1,089.00	1,197,900	
粧美堂	500	394.00	197,000	
ニホンフラッシュ	1,900	1,399.00	2,658,100	
前田工織	2,200	2,557.00	5,625,400	
永大産業	2,000	305.00	610,000	
アートネイチャー	2,100	642.00	1,348,200	
バンダイナムコホールディングス	19,700	6,680.00	131,596,000	
アイフィスジャパン	500	795.00	397,500	
共立印刷	2,900	133.00	385,700	
S H O E I	1,800	3,195.00	5,751,000	
フランスベッドホールディングス	2,800	873.00	2,444,400	
マーベラス	2,900	776.00	2,250,400	
パイロットコーポレーション	3,200	3,125.00	10,000,000	
萩原工業	1,100	1,499.00	1,648,900	
エイベックス	3,100	989.00	3,065,900	
トップパン・フォームズ	4,500	958.00	4,311,000	
フジシールインターナショナル	4,200	1,886.00	7,921,200	
タカラトミー	8,500	855.00	7,267,500	
廣済堂	1,400	655.00	917,000	
エステールホールディングス	300	661.00	198,300	
レック	2,100	1,604.00	3,368,400	
タカノ	600	627.00	376,200	
三光合成	2,200	277.00	609,400	
プロネクサス	1,400	1,086.00	1,520,400	
ホクシン	1,900	118.00	224,200	
ウッドワン	500	1,207.00	603,500	
大建工業	1,100	1,686.00	1,854,600	
きもと	3,700	165.00	610,500	
凸版印刷	27,400	1,516.00	41,538,400	
大日本印刷	25,100	2,121.00	53,237,100	
共同印刷	500	2,590.00	1,295,000	
N I S S H A	4,200	1,235.00	5,187,000	
光村印刷	100	1,640.00	164,000	
藤森工業	1,800	4,080.00	7,344,000	
TAKARA & COMPANY	700	2,263.00	1,584,100	
前澤化成工業	1,200	1,038.00	1,245,600	
未来工業	900	1,986.00	1,787,400	
アシックス	16,100	1,514.00	24,375,400	
ツツミ	600	2,173.00	1,303,800	
ウェーブロックホールディングス	500	767.00	383,500	
J S P	1,100	1,626.00	1,788,600	
ニチハ	2,700	2,952.00	7,970,400	
エフピコ	2,200	8,040.00	17,688,000	
小松ウォール工業	500	1,780.00	890,000	
ヤマハ	11,500	4,870.00	56,005,000	
河合楽器製作所	500	2,702.00	1,351,000	
クリナップ	1,900	510.00	969,000	

ビジョン	12,400	4,830.00	59,892,000	
天馬	1,100	1,873.00	2,060,300	
オリバー	400	2,531.00	1,012,400	
兼松サステック	100	1,583.00	158,300	
キングジム	1,600	895.00	1,432,000	
象印マホービン	5,700	1,620.00	9,234,000	
リンテック	4,500	2,478.00	11,151,000	
信越ポリマー	3,900	910.00	3,549,000	
東リ	4,300	252.00	1,083,600	
イトーキ	4,000	351.00	1,404,000	
任天堂	11,800	59,030.00	696,554,000	
三菱鉛筆	3,100	1,279.00	3,964,900	
松風	900	1,527.00	1,374,300	
タカラスタンダード	4,000	1,310.00	5,240,000	
コクヨ	9,100	1,251.00	11,384,100	
ナカバヤシ	1,600	630.00	1,008,000	
ニフコ	7,000	2,927.00	20,489,000	
立川ブラインド工業	600	1,265.00	759,000	
グローブライド	700	3,215.00	2,250,500	
オカムラ	6,400	738.00	4,723,200	
バルカー	1,300	1,887.00	2,453,100	
MUTOHホールディングス	200	1,491.00	298,200	
伊藤忠商事	133,100	2,766.00	368,154,600	
丸紅	198,700	656.80	130,506,160	
スクロール	2,700	918.00	2,478,600	
高島	400	1,800.00	720,000	
ヨンドシーホールディングス	1,900	1,809.00	3,437,100	
三陽商会	1,100	604.00	664,400	
長瀬産業	10,900	1,421.00	15,488,900	
ナイガイ	1,000	384.00	384,000	
蝶理	1,300	1,583.00	2,057,900	
豊田通商	21,200	3,240.00	68,688,000	
オンワードホールディングス	11,700	276.00	3,229,200	
三共生興	3,500	404.00	1,414,000	
兼松	7,200	1,337.00	9,626,400	
美津濃	1,800	1,981.00	3,565,800	
ツカモトコー ポレーション	500	1,194.00	597,000	
ファミリーマート	15,200	2,345.00	35,644,000	
ルックホールディングス	500	853.00	426,500	
三井物産	164,600	1,940.00	319,324,000	
日本紙パルプ商事	1,100	3,670.00	4,037,000	
東京エレクトロン	12,300	25,590.00	314,757,000	
カメイ	2,600	1,043.00	2,711,800	
東都水産	300	3,290.00	987,000	
OUGホールディングス	400	2,889.00	1,155,600	
スターゼン	700	4,010.00	2,807,000	
セイコー ホールディングス	2,800	1,517.00	4,247,600	

山善	7,500	1,007.00	7,552,500	
椿本興業	400	3,215.00	1,286,000	
住友商事	120,400	1,339.00	161,215,600	
日本ユニシス	5,900	3,050.00	17,995,000	
内田洋行	700	5,160.00	3,612,000	
三菱商事	124,000	2,568.50	318,494,000	
第一実業	1,000	3,630.00	3,630,000	
キヤノンマークティングジャパン	5,000	1,908.00	9,540,000	
西華産業	1,200	1,339.00	1,606,800	
佐藤商事	1,600	928.00	1,484,800	
菱洋エレクトロ	2,200	2,703.00	5,946,600	
東京産業	2,300	523.00	1,202,900	
ユアサ商事	1,900	3,220.00	6,118,000	
神鋼商事	500	1,750.00	875,000	
トルク	1,800	299.00	538,200	
阪和興業	3,300	2,295.00	7,573,500	
正栄食品工業	1,200	4,430.00	5,316,000	
カナデン	2,000	1,437.00	2,874,000	
菱電商事	1,900	1,444.00	2,743,600	
ニプロ	13,300	1,236.00	16,438,800	
フルサト工業	1,100	1,354.00	1,489,400	
岩谷産業	4,400	4,100.00	18,040,000	
ナイス	1,200	1,308.00	1,569,600	
昭光通商	1,600	596.00	953,600	
極東貿易	500	1,350.00	675,000	
イワキ	3,200	489.00	1,564,800	
兼松エレクトロニクス	900	4,005.00	3,604,500	
三愛石油	5,000	967.00	4,835,000	
稻畑産業	4,300	1,320.00	5,676,000	
G S I クレオス	500	1,798.00	899,000	
明和産業	2,300	497.00	1,143,100	
クワザワ	1,200	524.00	628,800	
ゴールドワイン	3,300	7,580.00	25,014,000	
ユニ・チャーム	40,800	4,502.00	183,681,600	
デサント	3,500	1,824.00	6,384,000	
キング	700	563.00	394,100	
ワキタ	4,300	955.00	4,106,500	
ヤマトイインターナショナル	1,400	360.00	504,000	
東邦ホールディングス	6,100	2,216.00	13,517,600	
サンゲツ	5,400	1,618.00	8,737,200	
ミツウロコグループホールディングス	3,300	1,230.00	4,059,000	
シナネンホールディングス	1,000	3,250.00	3,250,000	
伊藤忠エネクス	4,700	971.00	4,563,700	
サンリオ	5,400	1,904.00	10,281,600	
サンワ テクノス	1,800	853.00	1,535,400	
リヨーサン	2,300	2,003.00	4,606,900	
新光商事	3,300	847.00	2,795,100	

トーホー	1,000	1,911.00	1,911,000	
三信電気	1,100	1,855.00	2,040,500	
東陽テクニカ	2,600	963.00	2,503,800	
モスフードサービス	2,900	2,945.00	8,540,500	
加賀電子	2,000	2,190.00	4,380,000	
三益半導体工業	1,800	2,235.00	4,023,000	
ソーダニッカ	2,700	536.00	1,447,200	
立花エレテック	1,800	1,724.00	3,103,200	
木曽路	2,600	2,540.00	6,604,000	
S R S ホールディングス	2,400	989.00	2,373,600	
千趣会	4,500	370.00	1,665,000	
タカキュー	2,000	134.00	268,000	
リテールパートナーズ	2,600	1,745.00	4,537,000	
ケーヨー	3,700	808.00	2,989,600	
上新電機	2,200	2,313.00	5,088,600	
日本瓦斯	3,100	4,385.00	13,593,500	
ロイヤルホールディングス	3,300	1,907.00	6,293,100	
東天紅	200	1,005.00	201,000	
いなげや	2,400	1,841.00	4,418,400	
島忠	3,500	2,746.00	9,611,000	
チヨダ	1,800	952.00	1,713,600	
ライフコーポレーション	1,400	4,430.00	6,202,000	
リンガーハット	2,400	2,568.00	6,163,200	
M r M a x HD	2,200	770.00	1,694,000	
テンアライド	2,100	403.00	846,300	
AOKI ホールディングス	3,300	574.00	1,894,200	
オーフワ	3,100	1,317.00	4,082,700	
コメリ	3,000	3,085.00	9,255,000	
青山商事	3,400	602.00	2,046,800	
しまむら	2,300	8,530.00	19,619,000	
はせがわ	700	292.00	204,400	
高島屋	14,000	853.00	11,942,000	
松屋	3,900	665.00	2,593,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	8,600	714.00	6,140,400	
近鉄百貨店	600	3,015.00	1,809,000	
丸井グループ	17,300	1,930.00	33,389,000	
クレディセゾン	13,400	1,209.00	16,200,600	
アクシアル リテイリング	1,600	4,590.00	7,344,000	
イオン	72,800	2,677.50	194,922,000	
イズミ	3,700	3,825.00	14,152,500	
フォーバル	1,000	942.00	942,000	
平和堂	3,900	2,146.00	8,369,400	
フジ	2,300	1,805.00	4,151,500	
ヤオコー	2,200	7,800.00	17,160,000	
ゼビオホールディングス	2,400	756.00	1,814,400	
ケースホールディングス	18,300	1,427.00	26,114,100	
P A L T A C	3,100	5,820.00	18,042,000	

三谷産業	3,400	352.00	1,196,800	
Olympicグループ	900	885.00	796,500	
日産東京販売ホールディングス	2,700	253.00	683,100	
新生銀行	14,300	1,469.00	21,006,700	
あおぞら銀行	11,400	1,868.00	21,295,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,301,400	437.40	569,232,360	
りそなホールディングス	208,500	389.60	81,231,600	
三井住友トラスト・ホールディングス	35,700	3,063.00	109,349,100	
三井住友フィナンシャルグループ	131,100	3,090.00	405,099,000	
千葉銀行	63,700	602.00	38,347,400	
群馬銀行	37,100	355.00	13,170,500	
武蔵野銀行	2,700	1,651.00	4,457,700	
千葉興業銀行	6,300	252.00	1,587,600	
筑波銀行	8,900	197.00	1,753,300	
七十七銀行	6,500	1,574.00	10,231,000	
青森銀行	1,400	2,381.00	3,333,400	
秋田銀行	1,100	1,579.00	1,736,900	
山形銀行	2,100	1,298.00	2,725,800	
岩手銀行	1,200	2,442.00	2,930,400	
東邦銀行	17,100	224.00	3,830,400	
東北銀行	500	1,017.00	508,500	
みちのく銀行	1,200	1,189.00	1,426,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	15,700	1,882.00	29,547,400	
静岡銀行	47,400	765.00	36,261,000	
十六銀行	2,600	1,945.00	5,057,000	
スルガ銀行	20,100	393.00	7,899,300	
八十二銀行	46,200	415.00	19,173,000	
山梨中央銀行	1,900	835.00	1,586,500	
大垣共立銀行	3,900	2,202.00	8,587,800	
福井銀行	1,600	1,663.00	2,660,800	
北國銀行	2,100	3,015.00	6,331,500	
清水銀行	700	1,761.00	1,232,700	
富山銀行	200	2,490.00	498,000	
滋賀銀行	4,000	2,494.00	9,976,000	
南都銀行	3,300	1,908.00	6,296,400	
百五銀行	18,100	319.00	5,773,900	
京都銀行	7,000	4,930.00	34,510,000	
紀陽銀行	6,900	1,537.00	10,605,300	
ほくほくフィナンシャルグループ	12,900	1,021.00	13,170,900	
広島銀行	27,500	557.00	15,317,500	
山陰合同銀行	10,900	564.00	6,147,600	
中国銀行	16,500	971.00	16,021,500	
鳥取銀行	500	1,183.00	591,500	
伊予銀行	27,700	685.00	18,974,500	
百十四銀行	2,100	1,782.00	3,742,200	
四国銀行	2,800	756.00	2,116,800	
阿波銀行	3,200	2,402.00	7,686,400	

大分銀行	900	2,408.00	2,167,200	
宮崎銀行	1,100	2,321.00	2,553,100	
佐賀銀行	600	1,382.00	829,200	
沖縄銀行	1,800	2,922.00	5,259,600	
琉球銀行	4,300	882.00	3,792,600	
セブン銀行	63,700	262.00	16,689,400	
みずほフィナンシャルグループ	2,586,700	141.10	364,983,370	
高知銀行	500	741.00	370,500	
山口フィナンシャルグループ	23,700	704.00	16,684,800	
芙蓉総合リース	2,000	6,800.00	13,600,000	
みずほリース	2,900	2,706.00	7,847,400	
東京センチュリー	3,700	5,770.00	21,349,000	
S B I ホールディングス	21,100	2,685.00	56,653,500	
日本証券金融	8,400	541.00	4,544,400	
アイフル	29,400	257.00	7,555,800	
長野銀行	300	1,208.00	362,400	
名古屋銀行	1,300	2,348.00	3,052,400	
北洋銀行	28,900	229.00	6,618,100	
愛知銀行	600	3,250.00	1,950,000	
中京銀行	700	2,016.00	1,411,200	
大光銀行	500	1,298.00	649,000	
愛媛銀行	2,700	1,158.00	3,126,600	
トマト銀行	600	1,025.00	615,000	
京葉銀行	8,200	492.00	4,034,400	
栃木銀行	10,400	187.00	1,944,800	
北日本銀行	600	1,754.00	1,052,400	
東和銀行	3,200	721.00	2,307,200	
福島銀行	3,400	215.00	731,000	
大東銀行	1,000	654.00	654,000	
リコーリース	1,400	2,753.00	3,854,200	
イオンフィナンシャルサービス	11,500	963.00	11,074,500	
アコム	38,400	420.00	16,128,000	
ジャックス	2,200	1,748.00	3,845,600	
オリエントコーポレーション	52,800	118.00	6,230,400	
日立キャピタル	4,400	2,599.00	11,435,600	
アプラスフィナンシャル	11,400	76.00	866,400	
オリックス	117,600	1,372.00	161,347,200	
三菱U F J リース	47,800	527.00	25,190,600	
ジャフコ	3,000	4,245.00	12,735,000	
九州リースサービス	400	603.00	241,200	
トモニホールディングス	14,600	340.00	4,964,000	
大和証券グループ本社	153,100	465.20	71,222,120	
野村ホールディングス	337,300	539.80	182,074,540	
岡三証券グループ	16,100	344.00	5,538,400	
丸三証券	5,900	423.00	2,495,700	
東洋証券	8,500	119.00	1,011,500	

東海東京フィナンシャル・ホールディングス	21,900	273.00	5,978,700	
光世証券	700	614.00	429,800	
水戸証券	5,800	201.00	1,165,800	
いちよし証券	2,800	451.00	1,262,800	
松井証券	10,800	948.00	10,238,400	
SOMPOホールディングス	35,400	3,903.00	138,166,200	
日本取引所グループ	54,400	2,914.00	158,521,600	
マネックスグループ	14,200	266.00	3,777,200	
極東証券	2,400	588.00	1,411,200	
岩井コスモホールディングス	1,600	1,259.00	2,014,400	
藍澤證券	3,300	694.00	2,290,200	
フィデアホールディングス	16,500	113.00	1,864,500	
池田泉州ホールディングス	22,100	173.00	3,823,300	
アニコム ホールディングス	1,600	4,275.00	6,840,000	
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	49,300	2,972.50	146,544,250	
マネーパートナーズグループ	2,200	208.00	457,600	
スパークス・グループ	8,900	201.00	1,788,900	
第一生命ホールディングス	107,700	1,562.00	168,227,400	
東京海上ホールディングス	66,900	4,932.00	329,950,800	
アドバンテッジリスクマネジメント	900	764.00	687,600	
イー・ギャランティ	2,100	2,205.00	4,630,500	
アサックス	1,000	739.00	739,000	
N E C キャピタルソリューション	700	1,895.00	1,326,500	
T & Dホールディングス	56,900	1,128.00	64,183,200	
アドバンスクリエイト	300	2,290.00	687,000	
三井不動産	93,600	1,977.00	185,047,200	
三菱地所	133,200	1,652.00	220,046,400	
平和不動産	3,500	2,859.00	10,006,500	
東京建物	18,700	1,364.00	25,506,800	
ダイビル	5,300	1,140.00	6,042,000	
京阪神ビルディング	3,300	1,583.00	5,223,900	
住友不動産	42,800	3,147.00	134,691,600	
太平洋興発	1,100	615.00	676,500	
テーオーシー	4,200	687.00	2,885,400	
東京楽天地	300	4,190.00	1,257,000	
スタートコーポレーション	2,700	2,327.00	6,282,900	
フジ住宅	1,800	524.00	943,200	
空港施設	2,100	439.00	921,900	
明和地所	900	513.00	461,700	
ゴールドクレスト	1,600	1,436.00	2,297,600	
リログループ	10,000	2,408.00	24,080,000	
エスリード	700	1,317.00	921,900	
日神グループホールディングス	2,900	392.00	1,136,800	
日本エスコン	3,300	807.00	2,663,100	
タカラレーベン	8,900	349.00	3,106,100	

AVANTIA	900	773.00	695,700	
イオンモール	9,900	1,455.00	14,404,500	
毎日コムネット	600	762.00	457,200	
ファースト住建	700	1,014.00	709,800	
カチタス	4,800	2,769.00	13,291,200	
東祥	1,000	1,416.00	1,416,000	
トーセイ	2,800	1,000.00	2,800,000	
穴吹興産	400	1,488.00	595,200	
サンフロンティア不動産	2,700	851.00	2,297,700	
エフ・ジェー・ネクスト	1,800	825.00	1,485,000	
インテリックス	500	491.00	245,500	
ランドビジネス	600	366.00	219,600	
サンネクスタグループ	600	902.00	541,200	
グランディハウス	1,000	380.00	380,000	
東武鉄道	20,200	3,355.00	67,771,000	
相鉄ホールディングス	6,100	2,934.00	17,897,400	
東急	48,400	1,447.00	70,034,800	
京浜急行電鉄	24,700	1,600.00	39,520,000	
小田急電鉄	28,700	2,595.00	74,476,500	
京王電鉄	10,000	6,500.00	65,000,000	
京成電鉄	13,500	3,100.00	41,850,000	
富士急行	2,700	3,665.00	9,895,500	
新京成電鉄	500	2,300.00	1,150,000	
東日本旅客鉄道	33,900	6,959.00	235,910,100	
西日本旅客鉄道	17,100	5,712.00	97,675,200	
東海旅客鉄道	16,000	16,355.00	261,680,000	
西武ホールディングス	25,700	1,280.00	32,896,000	
鴻池運輸	2,900	1,098.00	3,184,200	
西日本鉄道	5,400	3,085.00	16,659,000	
ハマキヨウレックス	1,400	3,230.00	4,522,000	
サカイ引越センター	1,000	4,940.00	4,940,000	
近鉄グループホールディングス	18,300	4,670.00	85,461,000	
阪急阪神ホールディングス	24,300	3,495.00	84,928,500	
南海電気鉄道	8,600	2,344.00	20,158,400	
京阪ホールディングス	8,200	4,570.00	37,474,000	
神戸電鉄	400	3,850.00	1,540,000	
名古屋鉄道	15,100	2,982.00	45,028,200	
山陽電気鉄道	1,200	2,091.00	2,509,200	
トランコム	500	7,160.00	3,580,000	
日本通運	6,200	6,220.00	38,564,000	
ヤマトホールディングス	32,000	2,636.00	84,352,000	
山九	5,000	4,420.00	22,100,000	
日新	1,400	1,532.00	2,144,800	
丸運	900	233.00	209,700	
丸全昭和運輸	1,300	3,230.00	4,199,000	
センコーグループホールディングス	10,000	959.00	9,590,000	
トナミホールディングス	400	5,830.00	2,332,000	

ニッコンホールディングス	6,200	2,260.00	14,012,000	
日本石油輸送	200	2,640.00	528,000	
福山通運	2,400	5,100.00	12,240,000	
セイノーホールディングス	13,600	1,580.00	21,488,000	
エスライン	400	935.00	374,000	
神奈川中央交通	400	4,130.00	1,652,000	
日立物流	3,300	3,620.00	11,946,000	
丸和運輸機関	2,000	3,830.00	7,660,000	
C & F ロジホールディングス	1,800	1,574.00	2,833,200	
日本郵船	15,900	1,870.00	29,733,000	
商船三井	11,600	2,300.00	26,680,000	
川崎汽船	6,000	1,307.00	7,842,000	
N S ユナイテッド海運	700	1,508.00	1,055,600	
飯野海運	8,000	377.00	3,016,000	
共栄タンカー	300	798.00	239,400	
九州旅客鉄道	16,000	2,347.00	37,552,000	
S G ホールディングス	19,100	4,615.00	88,146,500	
日本航空	31,900	2,219.00	70,786,100	
A N A ホールディングス	33,100	2,785.00	92,183,500	
パスク	500	1,397.00	698,500	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	400	1,900.00	760,000	
シルバーライフ	300	2,170.00	651,000	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	400	1,547.00	618,800	
一家ダイニングプロジェクト	200	604.00	120,800	
G e n k y D r u g S t o r e s	900	3,585.00	3,226,500	
国際紙パルプ商事	5,000	276.00	1,380,000	
ナルミヤ・インターナショナル	100	566.00	56,600	
ブックオフグループホールディングス	1,200	940.00	1,128,000	
三菱倉庫	6,000	3,155.00	18,930,000	
三井倉庫ホールディングス	2,100	1,806.00	3,792,600	
住友倉庫	6,300	1,342.00	8,454,600	
澁澤倉庫	900	2,010.00	1,809,000	
ヤマタネ	1,100	1,267.00	1,393,700	
東陽倉庫	2,900	330.00	957,000	
乾汽船	1,100	826.00	908,600	
日本トランシスティ	3,500	527.00	1,844,500	
ケイヒン	100	1,329.00	132,900	
中央倉庫	1,000	1,060.00	1,060,000	
川西倉庫	300	1,120.00	336,000	
安田倉庫	1,600	957.00	1,531,200	
ファイズホールディングス	400	1,050.00	420,000	
東洋埠頭	400	1,433.00	573,200	
宇徳	1,400	469.00	656,600	
上組	10,300	2,118.00	21,815,400	
キムラユニティー	400	1,089.00	435,600	
キューソー流通システム	400	1,532.00	612,800	

近鉄エクスプレス	4,000	2,096.00	8,384,000	
東海運	2,100	307.00	644,700	
エーアイティー	1,000	1,016.00	1,016,000	
内外トランスライン	500	1,122.00	561,000	
ショーエイコーポレーション	200	1,116.00	223,200	
日本コンセプト	600	1,398.00	838,800	
東京放送ホールディングス	11,500	1,799.00	20,688,500	
日本テレビホールディングス	15,600	1,215.00	18,954,000	
朝日放送グループホールディングス	1,600	711.00	1,137,600	
テレビ朝日ホールディングス	5,200	1,658.00	8,621,600	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	12,300	456.00	5,608,800	
テレビ東京ホールディングス	1,400	2,317.00	3,243,800	
日本ＢＳ放送	600	1,095.00	657,000	
ビジョン	1,800	862.00	1,551,600	
スマートバリュー	500	1,067.00	533,500	
ＵＳＥＮ－NEXＴ　HOLDING S	900	1,173.00	1,055,700	
コネクシオ	1,000	1,245.00	1,245,000	
クロップス	100	804.00	80,400	
日本電信電話	253,100	2,358.00	596,809,800	
KDDI	137,400	2,949.00	405,192,600	
ソフトバンク	172,000	1,314.50	226,094,000	
光通信	2,000	23,950.00	47,900,000	
ＮＴＴドコモ	135,300	2,845.50	384,996,150	
エムティーアイ	1,900	699.00	1,328,100	
GMOインターネット	6,800	2,668.00	18,142,400	
ファイバーゲート	600	1,750.00	1,050,000	
アイドママークティングコミュニケーション	600	465.00	279,000	
KADOKAWA	5,200	2,431.00	12,641,200	
学研ホールディングス	2,700	1,552.00	4,190,400	
ゼンリン	3,500	1,150.00	4,025,000	
昭文社ホールディングス	1,200	489.00	586,800	
インプレスホールディングス	2,000	157.00	314,000	
東京電力ホールディングス	153,900	310.00	47,709,000	
中部電力	58,800	1,322.50	77,763,000	
関西電力	72,700	1,041.00	75,680,700	
中国電力	27,800	1,311.00	36,445,800	
北陸電力	18,100	759.00	13,737,900	
東北電力	47,600	1,069.00	50,884,400	
四国電力	17,100	789.00	13,491,900	
九州電力	39,400	953.00	37,548,200	
北海道電力	18,300	447.00	8,180,100	
沖縄電力	3,700	1,673.00	6,190,100	
電源開発	15,200	1,642.00	24,958,400	
エフオン	1,000	627.00	627,000	
イーレックス	2,800	1,062.00	2,973,600	

レノバ	3,300	1,147.00	3,785,100	
東京瓦斯	37,100	2,334.50	86,609,950	
大阪瓦斯	37,400	2,036.00	76,146,400	
東邦瓦斯	9,400	4,595.00	43,193,000	
北海道瓦斯	900	1,551.00	1,395,900	
広島ガス	3,400	363.00	1,234,200	
西部瓦斯	2,100	2,608.00	5,476,800	
静岡ガス	5,400	857.00	4,627,800	
メタウォーター	1,000	4,545.00	4,545,000	
アイネット	700	1,565.00	1,095,500	
松竹	1,200	14,870.00	17,844,000	
東宝	11,000	4,165.00	45,815,000	
エイチ・アイ・エス	2,900	2,090.00	6,061,000	
東映	600	16,840.00	10,104,000	
ラックランド	400	2,283.00	913,200	
エヌ・ティ・ティ・データ	50,300	1,247.00	62,724,100	
共立メンテナンス	3,000	4,205.00	12,615,000	
イチネンホールディングス	2,100	1,251.00	2,627,100	
建設技術研究所	1,300	1,940.00	2,522,000	
スペース	900	790.00	711,000	
長大	700	1,287.00	900,900	
AINホールディングス	2,400	6,730.00	16,152,000	
燐ホールディングス	600	1,111.00	666,600	
ピー・シー・エー	300	4,620.00	1,386,000	
スバル興業	100	7,850.00	785,000	
東京アトラル	700	1,299.00	909,300	
タナベ経営	200	1,444.00	288,800	
ビジネスブレイン太田昭和	600	1,352.00	811,200	
ナガワ	500	7,170.00	3,585,000	
よみうりランド	400	4,030.00	1,612,000	
東京都競馬	1,200	5,010.00	6,012,000	
常磐興産	600	1,511.00	906,600	
カナモト	3,100	2,353.00	7,294,300	
東京ドーム	7,400	837.00	6,193,800	
D T S	4,200	2,197.00	9,227,400	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,000	6,770.00	54,160,000	
シーアイシー	2,000	1,543.00	3,086,000	
カプコン	8,900	5,380.00	47,882,000	
西尾レントオール	1,800	2,370.00	4,266,000	
アイ・エス・ビー	300	2,315.00	694,500	
日本空港ビルディング	6,100	4,890.00	29,829,000	
トランス・コスマス	1,900	2,703.00	5,135,700	
乃村工藝社	7,500	769.00	5,767,500	
ジャステック	1,000	1,313.00	1,313,000	
S C S K	4,300	5,560.00	23,908,000	
藤田観光	700	1,654.00	1,157,800	

K N T - C T ホールディングス	1,200	1,165.00	1,398,000	
日本管財	2,000	2,005.00	4,010,000	
トーカイ	1,900	2,086.00	3,963,400	
白洋舎	100	2,410.00	241,000	
セコム	19,400	9,836.00	190,818,400	
日本システムウエア	500	1,914.00	957,000	
セントラル警備保障	900	3,385.00	3,046,500	
アイネス	2,000	1,478.00	2,956,000	
丹青社	3,300	727.00	2,399,100	
メイテック	2,300	5,400.00	12,420,000	
T K C	1,600	5,930.00	9,488,000	
富士ソフト	2,000	4,680.00	9,360,000	
応用地質	2,100	1,192.00	2,503,200	
船井総研ホールディングス	3,700	2,276.00	8,421,200	
N S D	6,100	1,820.00	11,102,000	
進学会ホールディングス	600	441.00	264,600	
丸紅建材リース	200	1,719.00	343,800	
オオバ	1,300	762.00	990,600	
コナミホールディングス	6,900	4,480.00	30,912,000	
いであ	500	1,908.00	954,000	
学究社	300	1,132.00	339,600	
ベネッセホールディングス	6,100	2,661.00	16,232,100	
イオンディライト	2,300	2,956.00	6,798,800	
ナック	900	984.00	885,600	
福井コンピュータホールディングス	700	2,766.00	1,936,200	
ダイセキ	3,200	2,602.00	8,326,400	
ステップ	500	1,552.00	776,000	
日鉄物産	1,300	3,220.00	4,186,000	
泉州電業	600	2,950.00	1,770,000	
元気寿司	400	2,510.00	1,004,000	
トラスコ中山	4,200	2,437.00	10,235,400	
ヤマダ電機	57,800	553.00	31,963,400	
オートバックスセブン	7,300	1,391.00	10,154,300	
モリト	2,000	611.00	1,222,000	
アークランドサカモト	2,800	2,000.00	5,600,000	
ニトリホールディングス	8,200	20,965.00	171,913,000	
グルメ杵屋	1,200	1,098.00	1,317,600	
愛眼	1,400	222.00	310,800	
ケーユーホールディングス	500	767.00	383,500	
吉野家ホールディングス	6,200	2,106.00	13,057,200	
加藤産業	2,900	3,630.00	10,527,000	
北恵	700	1,048.00	733,600	
イノテック	1,100	1,015.00	1,116,500	
イエローハット	3,700	1,719.00	6,360,300	
松屋フーズホールディングス	900	3,640.00	3,276,000	
J B C C ホールディングス	1,200	1,647.00	1,976,400	
J K ホールディングス	2,100	728.00	1,528,800	

サガミホールディングス	2,700	1,430.00	3,861,000	
日伝	2,100	2,164.00	4,544,400	
関西スーパー・マーケット	1,400	1,283.00	1,796,200	
ミロク情報サービス	1,600	2,116.00	3,385,600	
北沢産業	2,400	265.00	636,000	
杉本商事	1,100	1,814.00	1,995,400	
因幡電機産業	5,700	2,588.00	14,751,600	
王将フードサービス	1,300	6,080.00	7,904,000	
プレナス	2,200	1,782.00	3,920,400	
ミニストップ	1,600	1,490.00	2,384,000	
アークス	3,900	2,531.00	9,870,900	
バローホールディングス	4,200	2,640.00	11,088,000	
東テク	600	2,368.00	1,420,800	
ミスミグループ本社	23,900	2,919.00	69,764,100	
藤久	400	2,026.00	810,400	
アルテック	2,600	251.00	652,600	
ベルク	900	6,900.00	6,210,000	
大 庄	900	1,243.00	1,118,700	
タキヒヨー	900	1,803.00	1,622,700	
ファーストリテイリング	2,600	66,420.00	172,692,000	
ソフトバンクグループ	150,200	5,800.00	871,160,000	
蔵王産業	600	1,443.00	865,800	
スズケン	8,000	4,085.00	32,680,000	
サンドラッグ	7,100	3,870.00	27,477,000	
サックスバー ホールディングス	1,200	540.00	648,000	
ジェコス	1,400	924.00	1,293,600	
ヤマザワ	400	1,765.00	706,000	
やまや	300	2,247.00	674,100	
グローセル	2,900	405.00	1,174,500	
ベルーナ	3,700	907.00	3,355,900	
合計	22,520,100		43,769,267,040	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年9月30日現在

I 資産総額	7, 901, 976, 715円
II 負債総額	13, 163, 187円
III 純資産総額 (I - II)	7, 888, 813, 528円
IV 発行済数量	7, 748, 828, 788口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 0181円

(参考)

MHAM TOPIXマザーファンド

令和2年9月30日現在

I 資産総額	44, 565, 431, 297円
II 負債総額	28, 150, 560円
III 純資産総額 (I - II)	44, 537, 280, 737円
IV 発行済数量	22, 286, 244, 489口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 9984円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合は、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年9月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2020年9月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 258, 917, 031, 488
追加型株式投資信託	854	14, 003, 368, 382, 278
単位型公社債投資信託	36	84, 751, 339, 217
単位型株式投資信託	192	1, 268, 377, 185, 341
合計	1, 108	16, 615, 413, 938, 324

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
器具備品	※1 1,096,916	※1 1,006,793
建設仮勘定	364,399	※1 270,768
無形固定資産	—	894
ソフトウエア	2,411,540	3,524,781
ソフトウエア仮勘定	885,545	3,299,065
電話加入権	1,522,040	221,784
電信電話専用施設利用権	3,931	3,931
投資その他の資産	23	—
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
長期差入保証金	4,499,196	5,299,196
練延税金資産	1,312,328	1,302,402
その他	1,748,459	2,508,004
固定資産計	97,892	111,162
資産合計	13,142,665	14,285,364
	90,339,861	95,566,859

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	△7
評価・換算差額等計	846,755	△7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,812,585	84,426,075
運用受託報酬	16,483,356	16,912,305
投資助言報酬	1,235,553	1,208,954
その他営業収益	113,622	68,156
営業収益計	102,645,117	102,615,492
営業費用		
支払手数料	36,100,556	34,980,736
広告宣伝費	387,028	340,791
公告費	375	375
調査費	24,389,003	25,132,268
調査費	9,956,757	10,586,542
委託調査費	14,432,246	14,545,725
委託計算費	936,075	698,723
営業雑経費	1,254,114	990,002
通信費	47,007	44,209
印刷費	978,185	738,330
協会費	63,558	71,386
諸会費	22,877	22,790
支払販売手数料	142,485	113,286
営業費用計	63,067,153	62,142,897
一般管理費		
給料	10,859,354	10,817,861
役員報酬	189,198	174,795
給料・手当	9,098,957	9,087,800
賞与	1,571,197	1,555,264
交際費	60,115	40,436
寄付金	7,255	8,906
旅費交通費	361,479	320,037
租税公課	588,172	651,265
不動産賃借料	1,511,876	1,479,503
退職給付費用	521,184	505,189
固定資産減価償却費	590,667	882,526
福利厚生費	45,292	44,352
修繕費	16,247	1,843
賞与引当金繰入額	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金繰入額	48,609	65,290
機器リース料	130	233
事務委託費	3,302,806	3,625,424
事務用消耗品費	131,074	104,627
器具備品費	8,112	1,620
諸経費	188,367	197,094
一般管理費計	19,585,212	20,119,543
営業利益	19,992,752	20,353,050

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	—		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	—		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	—		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	※1 19,121		※1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		△71,767		△385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562	
当期変動額										
剰余金の配当									△12,520,000	
当期純利益									14,119,516	
別途積立金 の積立						7,100,000				
研究開発 積立金の取崩							△300,000			
運用責任準備 積立金の取崩								△200,000		
繰越利益剰余 金の取崩									△6,600,000	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△5,000,483	
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	14,146,079	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	
当期変動額						
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000	
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516	
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000	
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000	
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000	
繰越利益剰余 金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		—	51,753	51,753	51,753	
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270	
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085	

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000		
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,725,011	3,725,011	3,725,011		
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△846,763	△846,763	△846,763
当期変動額合計	△846,763	△846,763	2,878,247
当期末残高	△7	△7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229, 897	320, 020
器具備品	927, 688	949, 984

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	1, 550	-
器具備品	439	9, 609
ソフトウェア	17, 130	6, 475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	-	-	24, 490
A種種類株式	15, 510	-	-	15, 510
合計	40, 000	-	-	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12, 520, 000	313, 000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11, 280, 000	282, 000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,488,684	1,488,684	—
資産計	77,082,582	77,082,582	—
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	—
負債計	4,883,723	4,883,723	—

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,988	2,988	—
資産計	77,644,787	77,644,787	—
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	—
負債計	4,582,140	4,582,140	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
①非上場株式	276,764	259,369
②関係会社株式	4,499,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期 (2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	—	—	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	—

第35期 (2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2019年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額276,764千円）については、市場価格がなく、時価を把握す
ることが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりませ
ん。

第35期（2020年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握す
ることが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりませ
ん。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394, 222	353, 644	—
投資信託	—	—	—

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1, 298, 377	1, 169, 758	—
投資信託	159, 526	5, 528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
退職給付債務の期首残高	2, 154, 607	2, 289, 044	
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の発生額	△10, 147	18, 448	
退職給付の支払額	△158, 018	△187, 749	
その他	438	△1, 476	
退職給付債務の期末残高	2, 289, 044	2, 422, 901	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未積立退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未認識数理計算上の差異	△150, 568	△130, 155	
未認識過去勤務費用	△243, 317	△173, 798	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	
退職給付引当金	1, 895, 158	2, 118, 947	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の費用処理額	43, 920	38, 861	
過去勤務費用の費用処理額	69, 519	69, 519	
その他	△3, 640	△11, 303	
確定給付制度に係る退職給付費用	411, 963	401, 711	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)	
割引率	0. 09%	0. 09%	
予想昇給率	1. 00%～4. 42%	1. 00%～4. 42%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104, 720千円、当事業年度103, 477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第34期</u> <u>(2019年3月31日現在)</u>	<u>第35期</u> <u>(2020年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	173, 805	221, 053
未払事業所税	10, 915	10, 778
賞与引当金	411, 675	420, 513
未払法定福利費	80, 253	78, 439
未払給与	7, 961	10, 410
受取負担金	138, 994	47, 781
運用受託報酬	102, 490	331, 395
資産除去債務	10, 152	14, 116
減価償却超過額（一括償却資産）	4, 569	50, 942
減価償却超過額	125, 839	82, 684
繰延資産償却超過額（税法上）	135, 542	323, 132
退職給付引当金	580, 297	648, 821
時効後支払損引当金	54, 458	53, 321
ゴルフ会員権評価損	7, 360	7, 360
関係会社株式評価損	166, 740	166, 740
投資有価証券評価損	28, 976	28, 976
その他	29, 494	11, 532
その他有価証券評価差額金	—	3
繰延税金資産小計	2, 069, 527	2, 508, 004
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	2, 069, 527	2, 508, 004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△321, 067	—
繰延税金負債合計	△321, 067	—
繰延税金資産の純額	1, 748, 459	2, 508, 004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	一千円	一千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	一千円	一千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
経常利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
税引前当期純利益	△9,091,728千円	△9,111,312千円
当期純利益	△7,489,721千円	△7,536,465千円
1株当たり当期純利益	△187,243円04銭	△188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 及び第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託 MHAMスリーウェイオーブン

運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1) 運用目標

この投資信託は、わが国の株式、債券および短期金融資産の組入比率の変更を原則としてタクティカル・アセット・アロケーション・モデルの指示により機動的に行い、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式・公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。なお、MHAM TOPIXマザーファンド受益証券を組入れることもあります。

② 投資態度

景気指標、市場内部指標、価値指標等のファクターを取り入れたTAAモデルにより、株式・債券・短期金融資産の割高・割安を的確に把握することを目指し、適切なアセット・アロケーションを行い、安定した収益を追求します。

株式は組入比率の上限を30%とし、TOPIXプラスアルファを目標とするポートフォリオを組成します。

公社債は債券市中平均利回りにスライドした成果を目指します。

TAAモデルの指示により、有価証券の組入比率を変動させる場合、有価証券先物取引なども利用します。

なお、市況動向やファンダの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式（新株引受権証券等を含む。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は約款第24条の範囲で行います。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

分配対象額は、配当等収益のほかに売買益等も含め、運用実績に応じて毎期行います。

追加型証券投資信託

MHAMスリーウェイオーブン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および当初の信託金)

第2条 委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金 50 億円～500 億円を信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

第3条 委託者は、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 7 項、第 46 条の 1、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 3 第 1 項および第 54 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(追加信託金および基準価額)

第5条の1 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② (削除)

- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者

に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については、これを50万口～500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第5条の1第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の同一性)

第8条 この信託の受益権は、信託の日を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。）ならびに保護預り会社または第41条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第9条の2 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益証券の券種)

第10条 (削除)

(受益権の申込単位および価額)

第11条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第41条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)または指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第41条の1第2項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(無記名式受益証券の再交付)

第14条 (削除)

(記名式受益証券の再交付)

第15条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削除)

(信託財産の運用指図)

第18条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令およびこの約款の定めるところに従い、受託者に対し信託財産の運用に関する指図を行います。

(損益の帰属)

第19条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行うものとします。

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたMHAM TOPIXマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者および第8号において同様の性質を有するものを総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前提に掲げる有価証券のほか、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）および抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）ならびに次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式および新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および新株引受権証券等の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は取得時において信託財産に属する新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

② 前項の取扱いは、第24条、第32条の1、第32条の2における委託者の指図による取引についても同様とします。

（投資する株式等の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式または新株引受権証券等の

時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 23 条の 1 の 2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポート・ジャーヤー、債券等エクスポート・ジャーヤーおよびデリバティブ等エクスポート・ジャーヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 23 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限りません。以下同じ。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額

の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(投資する公社債の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)(第21条第1項第8号において同様の性質を有するものを含みます。これらを総称して「転換社債等」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第28条 (削除)

(混載寄託)

第 29 条 金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混載寄託できるものとします。

（一括登録）

第 30 条 （削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却および再投資の指図）

第 32 条の 1 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約及び有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 32 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（受託者による資金立替）

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがある

あるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

(計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成5年11月26日から平成6年9月10日までとし、第2期計算期間から第5期計算期間は、それぞれ9月11日から翌年9月10日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告書の作成)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の受けける報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 前項の報酬額は、当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85以内の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との配分については、別に定めるものとします。
③ 前項の報酬額に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁するものとします。

(利益の処理方法)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
イ・（削除）
ロ・（削除）
- ② (削除)
③ 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金または一部解約金の経理処理)

第39条 (削除)

(受託者による収益分配金の払い込みと受託者の免責)

第40条 受託者は、第41条の1に規定する支払開始日までに、収益分配金の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払開始日および支払場所)

第41条の1 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以後においても、第4項に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。
- ④ 受益者が、第1項に規定する収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
- ⑤ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第41条の2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(受益権の買取り)

第42条 指定販売会社は、平成6年5月25日以降において受益者の請求があるときは、1口を最低単位として指定販売会社が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。ただし、次の事由により平成6年5月24日以前において受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から買取りの請求があるときは、指定販売会社はこれを買取ります。

1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして、指定販売会社が認めるとき
- ② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益

者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ④ 指定販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの請求を受けたものとして当該計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

(信託の一部解約)

第43条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、平成6年5月25日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項を行おうとする時は、その手続きについて第46条の1の規定を準用します。

(受託者による一部解約金の払い込みと受託者の免責)

第44条 受託者は、第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 第40条第2項の規定は前項の場合にこれを準用します。

(一部解約金の支払開始日および支払場所)

第45条 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

- ② 前項に規定する一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うもの

とします。

- ③ 一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(信託契約の解約)

第 46 条の 1 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにこの公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 46 条の 2 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の 1 の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消に伴う取扱い)

第 46 条の 3 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の 1 第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(信託財産に関する報告書の作成)

第 47 条 (削除)

(受託者による償還金の払い込みと受託者の免責)

第 48 条 受託者は、第 49 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 第 40 条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

(償還金の支払開始日および支払場所)

第 49 条 債還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受

益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 前項に規定する償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。
- ③ 受益者が、第1項に規定する償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
- ④ 債還金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および債還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託期間の延長)

第50条 (削除)

(信託約款の変更)

第51条の1 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条の2 第46条の1に規定する信託契約の解約(第43条第8項において準用する場合を含みます。)または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条の1第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(委託者および受託者の業務引継)

第52条 (削除)

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 53 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 54 条 受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 51 条の 1 の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 54 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 41 条の 1 第 5 項、第 45 条第 3 項および第 49 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条(受益証券の発行)、第 10 条(受益証券の種類)、第 12 条(受益証券の記名式、無記名式への変更)から第 17 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 5 年 11 月 26 日

親投資信託 MHAM TOPIXマザーファンド
運用の基本方針

約款第10条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1) 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2) 運用方法

① 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. 現物株への投資よりTOPIX先物等を活用する方が有利と認められるときは、TOPIX先物等を活用することがあります。
2. 株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 組入対象銘柄は、東京証券取引所第一部上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等は組入れません。
4. 上記1から3について、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することができます。
5. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 運用制限

- ① 株式の組入比率には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。
- ④ スワップ取引は約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ 金利先渡取引は約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。